児童虐待死亡事例検証報告書 (第5次答申)

令和元年11月

千葉県社会福祉審議会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1 検証の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2 検証の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第 1 章 検証事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
1 事例の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2 母の公判の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3 家族構成等(事件発生当時) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
4 関係機関の関与状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第2章 対応状況と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
1 A市への転入から児童相談所が受理するまで ・・・・・・・・・・・・17
2 一時保護の決定と対応について ・・・・・・・・・・・・・・・・・20
3 一時保護中の調査、アセスメント、機関連携について ・・・・・・・・・・23
4 一時保護解除の判断と以後の援助方針 ・・・・・・・・・・・・・・・30
5 一時保護解除以降の対応について ・・・・・・・・・・・・・・・34
6 経過を通して共通する主な課題 ・・・・・・・・・・・・・・・42
第3章 提 言(改善策) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
参 考 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
おわりに ・・・・・・・・・・・・・・58
委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
検証経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60

はじめに

- 千葉県では、過去の児童虐待死亡事例検証に関する答申を踏まえ、新規施策や取り組みの見直し・ 強化等を進めてきたが、平成31年1月、A市で小学4年生の女児が虐待により亡くなるという重大 事件が発生した。児童相談所(以下「児相」という)、関係機関が関与していながら、大変痛ましい 事件が発生したことから、子どもの命を最優先に、二度とこうした事件を起こさないという強い決意 のもと、検証すべき重大事例として知事から千葉県社会福祉審議会へ諮問されることとなった。
- 諮問を受けた当審議会では、審議会の下に設置している社会的養護検討部会児童虐待死亡事例等 検証委員会(以下「検証委員会」という。)に検証を委ね、それを踏まえて答申を行うこととした。
- 検証委員会では、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について(平成20年3月14日付け雇児総発第0314002号)」等を基に検証した。
- 本事例における母の公判は終了したが、父については公判が始まっていない。そのため、検証は母の公判で明らかとなった事実及びヒアリング等において把握し、確認できた情報の範囲で行っている。今後、父の公判が始まれば、現時点では解明されていない事実関係が明らかになる可能性があるが、でき得る限り早く児童虐待による死亡等の再発防止策、未然防止策を示すため、現時点で検証結果及びそれに基づく提言を公表するものである。今後、父の公判で検証すべき新たな事実が判明した場合には、追加的な検証を行うこともあり得ることを申し添えたい。
- 本提言について、県として、また、児童虐待への対応にあたる児相をはじめ関係機関において、 速やかに具体化に向けた取り組みに着手されたい。
- なお、検証は、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処分を目的とするものではなく、事例 の発生に至った要因の分析等を通じて、児童虐待の再発防止策の検討及び提言を行うことを目的と していることを申し添える。

1 検証の目的

第三者的立場である外部専門家で構成する検証委員会において、児相をはじめ関係機関の対応状況など客観的事実の把握と発生要因などの分析を行った上で、具体的かつ実効性のある再発防止策を検討し、今後の虐待防止に寄与することを目的とした。

2 検証の方法

- ① 事実確認及び論点の整理
 - ・本事例に関わりのあった児相や市関係機関から資料の提出を求め、事実経過等を具体的に把握し、 論点の整理を行った。
 - ・また、転入前の県及び市に対しても書面による情報収集を行い、事実確認の補足資料とした。
 - ・逮捕、起訴された母の裁判については、令和元年5月の初公判、6月の判決を傍聴し、本事例の 経過を理解するよう努めた。
- ② 関係機関に対するヒアリング

児相、市関係機関が関わっていたため、各機関の関係職員に協力を依頼して、可能な限りヒア リング調査を実施した。

③ 課題の整理及び提言(改善策)の検討

ヒアリング調査等により、児相、市関係機関の対応状況、課題を整理した上で、再発防止のための提言(改善策)を検討した。

また、他県での経過を含め、多くの関係機関が関わっていたため、厚生労働省、文部科学省、 警察、市、県教育庁、県DV担当課職員が検証委員会にオブザーバーとして参加した。

④ その他

本報告書をまとめるに当たって、検証の趣旨に沿い、個人を特定できる情報を削除するなど、プライバシーに対する配慮をした。

また、団体名等についても、特定しないよう記号化し表記した。

第1章 検証事例

1 事例の概要

- 平成31年1月、父から110番があり、駆け付けた救急隊が浴室で倒れている10歳女児(以下、「本児」という。)を見つけたが、既に死亡していた。
- 本児は、平成29年11月、a小学校からA市へ父による身体的虐待の疑いで通告があり、同日A市が 児相へ送致し、一時保護となった。
- 一時保護中、父は一貫して本児への虐待を否定していたが、母は一部あったことを認め、父母は本児 の安全確保のためのプランについて児相との話し合いに応じ、父母は父方祖父母宅への引き取りを 提案、父方祖父母も本児を受け入れ養育する姿勢を見せた。

本児については、児相での継続した面接の中で、父からの性的虐待(疑い)などの開示があり、児童精神科医の診断ではPTSDの状態等から家族との同居は困難との所見が示された。

- 同年 12 月、児相は、主に以下の条件を設定した上で、一時保護解除及び家庭訪問や通所指導による 継続指導を行うことを決定し、本児は父方祖父母宅へ引き取りとなった。
 - ・当面の間、本児の生活拠点を父方祖父母宅とし、段階を踏んで最終的に父母宅での生活とする。
 - ・今後、本児が、父と会うのは父方祖父母宅でのみ、本児が父と会う時は、父だけでなく、父方祖父母 や母も一緒に会うこと。
- 一時保護解除後、父は a 小学校へ通告の端緒となったアンケートの開示を迫って、写しを受け取り、 本児を b 小学校へ転校させた。
- 平成30年2月、児相が父方祖父母宅を家庭訪問すると、親族が父を呼び、父は一時保護や継続指導等の不満を訴えるとともに、本児の"手紙"(家に帰りたい、児相職員と会いたくない等の内容)を提示し、本児を連れて帰ると発言した。

その後、児相は所内会議にて父方祖父母宅訪問の状況を確認し、一時保護を検討したが、総合的に 判断し、虐待の再発が認められないとして再度の一時保護は行わず、b 小学校での面接等により状況を 確認していくこととした。 ○ 同年3月、児相がb小学校で本児と面接し、本児の生活状況や気持ちを確認したところ、3月上旬に 自宅に戻ったこと、"手紙"は父に書かされたものであることを聞き取った。その日、父に本児と面接 した事実を伝えたところ、父は激しく抗議し、また、b小学校に対して、今後、第三者を本児に会わせ ないよう申し入れた。以降、本児は3学期終了まで登校しなかった。

なお、児相は、以後本児と面接することはなかった。

- 同年 5 月、A 市は要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)の個別ケース検討会議を開催 し、A 市、b 小学校、児相が参加。主に以下の方向を確認し今後は b 小学校で見守りを行うこととした。
 - ・父が本児を学校に迎えにきたときは引き渡すこととする。ただし、父が迎えに来たときの本児の表情 や様子を学校に注意深く確認してもらい、気になる点があったら A 市へ連絡し、児相や教育委員会と 連携をして対応する。
 - ・A市は、母の通院先と連携し、母の状態を定期的に確認する。
 - ・状況に応じて、教育委員会は弁護士相談を行う。
- 本児は、同年9月の夏休み明けから「X 県の母方実家にいる」として1週間程度欠席した。その後、 登校すると元気な様子で、母方実家に「行っていた」と教諭に話したが、公判で母方実家へは行って いなかったことが判明している。
- 平成31年1月冬休み明けに、父から「X県の母方実家にいる」との連絡があり、本児は再びb小学校を欠席した。その後父からb小学校へ「母方実家の親族の体調が芳しくないので母方実家への滞在を延長する」と連絡があった。
- ただし、関係機関が母方実家での所在を確認することはなく、また父母宅の家庭訪問等もすること なく、事件に至った。
- 父は、同年 1 月、本児への傷害容疑で逮捕され、その後、以前本児へ行った暴行等の傷害容疑及び 暴行容疑で 2 月と 3 月に 2 回逮捕、また 3 月には本児への強要の容疑での逮捕と、計 4 回逮捕されて いる。
- 母は、同年2月、父の本児への傷害容疑の共犯として逮捕され、同月、父の暴行を止めずに同調した として、傷害容疑で再逮捕された。
- 同年 3 月、父は本児に食事や十分な睡眠を取らせずに衰弱させ、暴行を加えて死亡させたとして 傷害致死罪、及び年末年始にも本児を負傷させたとして傷害罪で起訴された。同日、母は父の暴行を 止めなかったとして傷害幇助罪で起訴された (年末年始の本児の負傷については不起訴となった)。
- なお、妹については、本児の死亡後、児相が一時保護した。

2 母の公判の概要

- 令和元年5月と6月にそれぞれ1回ずつ、母の公判が開かれた。
- 公判では、以下の事実が明らかになった。
 - ① 父が平成30年12月30日ごろから平成31年1月3日ごろまでの間、本児の両腕をつかんで引きずり、引っ張り上げた後に離して床に打ち付けさせるなどしたこと、被告(母)は止めることもあったが警察や児相に通報しなかったこと、虐待の発覚を恐れ、新学期が同7日から始まっていたのに、本児を学校に行かせなかったこと。
 - ② 父により平成31年1月22日夜ごろから同24日夜にかけて、①食事を全く与えない、②長時間リビングや浴室に立たせ続ける、③肌着のみの状態で暖房のない浴室に放置する、④ボウルやシャワーで冷水を浴びせかける、⑤うつぶせにし、背中に座り両足をつかんで身体を反らせる、などの虐待行為が行われたこと。
 - ③ 検察は、被告(母)に幇助(ほうじょ)犯としての責任があるとし、自己の刑事責任を認識させるため厳重な処罰が必要と主張した。母は起訴事実について認め、検察側は懲役2年の実刑を求刑した。
 - ④ 母には懲役 2 年 6 か月、執行猶予 5 年(保護観察付き)の判決が言い渡され、7 月に刑が確定した。
 - ⑤ なお、本児は父方祖父母宅への家庭復帰後、平成30年3月頃から父母宅で暮らし始め、同年9月2日頃、本児が被告(母)に自宅へ帰りたくないと訴え、(詳細は不明だが、)夏休み明けは父方祖父母宅で暮らしていたこと。等

3 家族構成等(事件発生当時)

- (1) 児童(本児) 本児 10歳 小4
- (2) 居 所 A市
- (3) 家族構成

父 41 歳 団体職員

母 31歳 無職

本児 10歳 小4

妹 1歳 所属なし

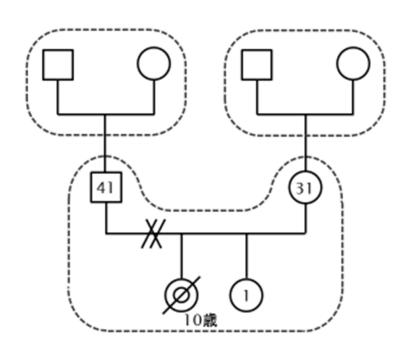
(父方実家)

父方祖父

父方祖母

父方親族

【事件発生当時のジェノグラム(家族図)】



父方実家の同居親族を含め、プライバシーに配慮し、一部省略しています。

4 関係機関の関与状況

日付	本児・家族の動き	関係機関が対応したこと	対応機関	内容等
H20.2	父母結婚(1回目) X県に居住			
H20.9.22	本児出生		X県内産科医院	出産状況に問題なし
H20.10	母、本児出産後入院			本児は母の入院に伴い母方実家に預けられる。退院後母子はX県内の母方実家で暮らし、父と別居する。
H23.10	父母離婚			
H27.11	母子で母方実家近く のアパートへ転居			
H29.2	父母結婚(2回目) X県内に家族で居住			
H29	妹出生		X県内医療セン ター	
H29.6	母、入院		X県内病院	
H29.7.5	母と妹が入院中に父 が小学校から本児を 連れ帰る		X県Y市小学校	(その後、父子で生活。)
H29.7.6		母方親族が来庁	X県Y市児童福 祉担当部署	親族は、父から母へのDV及び父から本児への恫喝等について話し、本児を養育したい、引き取りたいと相談。母はDV相談は希望していないとの話だった。その後母、母方親族からDVについての相談はなかった。
H29.7.7		父から児相へ電話相談	X県児相	「母方親族が本児を引き取って返してくれない。良い方法はないか」との内容で相談。後日、面接予定するも予定時間に父は来所しなかった。
H29.7.12		X県Y市児童福祉担当部署 が小学校訪問	X県Y市小学校 X県Y市児童福 祉担当部署	家庭状況等(7月6日の母方親族の情報提供)について 共有。本児への身体的虐待についてその時点では確認 できず、小学校で本児の見守りをすることとなった。
H29.7.14		児童福祉担当部署から児相 へ電話	X県Y市児童福 祉担当部署 X県児相	妹を自宅へ帰すことの是非について相談がある。 児相は、情報不足で判断できないことから、児童福祉担当部署で情報を整理した上で、必要に応じて相談してほしいと回答。
同日		病院で合同カンファレンス	総合病院 X県Y市母子保 健担当部署 X県Y市児童福 祉担当部署	妹の退院に向けて養育環境を確認し、妹を父親の元に 帰すことを決定する。
H29.7.21		保健師が、母子が入院する 病院で、父と面談	X県Y市母子保 健担当部署 X県Y市児童福 祉担当部署	父から、妹の退院後、A市へは夏休み中の一時帰省であり、8月末にはY市に戻り、Y市内の別の小学校に通学予定と話がある。
H29.7.29	妹が退院、父が引き 取る			(翌日本県に父、本児、妹の3人で帰省)
H29.7.31		母子保健担当部署が母が入 院する病院から提供された情 報を児童福祉担当部署に伝 える	祉担当部署	「3日前に医師と父が面談した。父から、7月31日にA市へ転出するが、8月21日X県に帰ってくる、母方親族には父が引き取ったということだけ伝えてほしいと話があった」とのこと。

日付	本児・家族の動き	関係機関が対応したこと	対応機関	内容等
H29.8.17		母方親族が、本児と妹につ いて来庁相談	X県Y市児童福 祉担当部署	妹が退院したことを知らず驚いた、父との関係性が悪い、 との相談。
H29.8.28	父、本児、妹の3人 でX県Y市から本県A 市へ転入(8月31日 届出)			父方実家で暮らす。
H29.8.30		X県Y市母子保健担当部署 から母子課へ、本家庭の転 出に伴い妹のケース移管を 行うとして、電話連絡	X県Y市母子保 健担当部署 母子課	X県Y市から家族状況及び支援依頼内容を伝達(その後9月8日妹の母子保健間ケース移管文書受理)。母子課は住民登録がされてから家庭訪問することとし、A市のDV担当課及び児童課にも情報共有を行った。DV担当課からは現在の情報だけでは対応できないが、今後何かあれば相談できるとの回答。
H29.9.1		児童課から母子課に電話連 絡	児童課 母子課	転入について確認できたこと等報告し、家庭訪問後の情報提供を依頼。
H29.9.7		父方実家へ家庭訪問	母子課	父、父方祖母、父方親族、妹と会う。父は求職中で、10 月から父、本児、妹と住民登録のあるアパートで暮らす 予定であると聞き取る。父の受け入れはよかった。
H29.9.19		庁内で父母と保健師が遭遇	X県Y市母子保 健担当部署	母、外泊6日で嬉しそうにしており、A市に行くことに不安 は聞かれなかった。父は「家族4人だけで楽しく暮らした い」と話す。
同日	母、退院			
H29.9.25	母、A市に転入			4人世帯となる。
H29.9.27	妹の3か月児健診に 父、母、妹が母子課 へ来所	健診時に父母に養育状況や 生活状況を確認	母子課	健診後、保健師から児童課に状況報告。今後、児童課と同行訪問し子育でサービスの案内をしていくこととする。 母は明るく、自身の状態について、X県に居た時より今の 方が良い、A市での通院先はまだ決めていないと話す。 父が就職活動で家を空ける時に使えるサービスの案内 について、母は「是非」と前向き。父は愛想が良かった。
H29.10.4		X県Y市とA市の母子保健部 門間で電話連絡	X県Y市母子保 健担当部署 母子課	X県Y市から母の退院、転入に伴う連絡(その後10月6日母に関する母子保健間ケース移管文書受理)。第1子は実質母方祖父母が見ていたのでどこまで育児ができているのか、母と父方祖母との関係性が気になる、等の内容。
H29.10.11		自宅(住基上のアパート)へ 家庭訪問	児童課 母子課	父、母、妹と会う。 父は丁寧に対応。母は、妹の養育について特に大変ではない、転入してから体調は良いと言う。本児については特に問題はないが、急に涙ぐんだり構ってもらえないと泣くことがある、妹に手がかかり向き合う時間がないのが悩みとのこと、等。訪問後、児童課は本ケースをハイリスクで要対協管理していくことを決定。
H29.11.7		a小学校から児童課へ通告	a小学校 児童課	学校で実施したいじめアンケートで本児が父からの暴力 を訴えたことから、担任が面接し、児童課へ通告。
同日		児童課がa小学校を訪問して 担任、本児と面談 一時保護を行う必要があると して児相へ送致	児童課 a小学校	本児と面接すると、本児の右類に痣があり、父からの暴力について話し、家に帰りたくないと話した。 児童課から児相へ連絡し、対応を検討してもらう。
同日		緊急受理会議を実施	児相	一時保護を決定。A市に本児の児相への移送及び父母への連絡をしてもらうこととする。
同日	本児、一時保護とな る	児相で本児の一時保護を開 始	児相	

日付	本児・家族の動き	関係機関が対応したこと	対応機関	内容等
同日		児童課が父へ電話	児童課	一時保護となったこと、経緯等を説明。父は、学校から何も連絡がないまま、保護者に何の説明もないまま子どもを連れていくのはおかしい、と述べる。
同日		所内で本児と面接	児相	虐待内容について本児に確認。今後父母と話をしていく こと、保護所の生活等について説明。
同日		父が児相に来所	児相	一時保護について、保護に至った経緯等について父に 説明。本児からの訴えについて話し、父に確認。父は、 虐待について、事実無根であると主張。本児は学校では いい子だが家ではすぐ嘘をつくという。福祉司から今後 の調査について説明し、家族歴を聞き取る。父は親族調 査について質問し、親族に迷惑を掛けたくない等述べ る。
H29.11.8		児相から児童課へ電話連絡	児相 児童課	11月7日の本児からの聞き取り内容及び父親とのやりとりを伝える。連絡後、児童課から、母子課へ情報共有。
同日		父から母子課に電話	母子課	父は一時保護について憤っており、保健師が一時保護について「知らない」と答えると「連携がとれていない」、「この件で家族が壊れたらどうしてくれるのか」、「行政や学校への不信感を抱いた、母も健診等に行きづらくなる」等と訴えるが、妹への支援継続は希望する。
H29.11.10		母子課から児童課に電話連 絡	児童課 母子課	母子課から個別ケース検討会議を開くことについて打 診。児童課は、児相の支援経過と方針を受けて検討する と回答。
同日		所内で本児と面接	児相	心理司が自己紹介等
H29.11.13		所内で本児と面接	児相	心理司が検査等
H29.11.14		所内で本児と面接	児相	心理司が検査等(続き)
H29.11.15		所内で本児と面接	児相	福祉司から父母との面会について希望を聞くと、本児は 面会を希望せず。父の暴言や暴力がなかったら家に帰り たい、等話す。
同日		所内で父母と面接	児相	福祉司が本児の成育歴や家族歴を聞き、本児が安心して生活を送るための父母のプラン、親族関係等を聴取。今後のプランについて、父は「今後は細かいことに口出ししない」と話し、親族については、母方実家とはA市へ転入後連絡が絶えていること、父方実家とは行き来があり、一時保護についても知らせていると話す。
H29.11.17		所内で本児と面接	児相	心理司が父からの暴力の開始時期、頻度などを聞き取り。本児、父からの暴力の他に、「(午前)3時頃父に起こされて嫌なことをされる」と言う。
同日		母子課から児童課へ電話	母子課 児童課	本児の一時保護後の母の様子が心配であるため、家庭へ様子伺いの電話をしてもいいか、との問い合わせ。児童課から、児相の動きがわからないため、連絡は控えるよう伝える。
H29.11.21		所内で本児と面接	児相	心理司が検査等行う
H29.11.22		所内で父母と面接、本児と父 母の面会	児相	父は、児相の指導を全面的に受け入れるという姿勢を示す。本児と父母の面会では、本児は恐れを感じている様子で泣きどおしだった。
H29.11.28		所内で本児と面接	児相	本児から、「一度、夜中に父からズボンとパンツを脱がされた」との話がある。

日付	本児・家族の動き	関係機関が対応したこと	対応機関	内容等
H29.11.30		所内で父母と面接 (父・母個別に面接を行う)	児相	本児から聞き取った虐待の内容について確認し、生活歴、現在の生活状況、今後のプラン等を聞く。母との面接では、母は父から本児への暴力等について、認識していたものもあると話す。性被害については驚いた様子で聞き、本児を守りたい気持ちはあると言うが父と離れるという選択肢は考えていない様子。父から母への暴力については「ないわけではない」と苦笑。父方実家との関係は不調で、母方実家とも疎遠になっている、等話す。
				父との面接では、父は性被害について「事実関係はない」と話し、「日中ふざけて本児のズボンを脱がせたことはある」等話す。今後は基本的には養育を母に任せる、 父方実家の支援を受ける、保健師に相談する、等の案を 話す。
		児相から児童課へ電話	児相	父母との面接結果報告。
同日			児童課	
		庁舎内で母子課が父母、妹 と遭遇	母子課	立話をし、母は体調がよさそうで表情も良い。父は「本児に会いたい、本児は家に帰りたいと言っているのに児相が帰してくれない。保健師も一緒に児相に来て、本児の話を聞いてほしい」と訴える。
H29.12.4			児童課	その後、内容を児童課へ報告。児童課から母子課へ、児相での面接状況を報告。児童課へ家庭引き取りになるのであれば個別ケース検討会議を実施した方がよいと打診。
H29.12.8		所内で本児の被害確認面接	児相	本児に被害確認面接を行う。心理司に開示したものと同様の被害内容を話す。
H29.12.11		所内で父母と面接	児相	父母から具体的なプランを聞く。今後、市と児相とで本家庭のフォローを行っていくことを伝える。父母から以下のプランの提示がある。 ・本児の養育について、父が行ってきたものを母が担うこと。 ・保健師等市のサポートを得ていくこと。 ・本児が気持ちを表出できるよう母と本児とで交換ノートのようなものを始める。 父母は児相がフォローしていくことについて、了承する。
H29.12.13		所内で精神科医学診断	児相	経過確認の上、本児と面接し、診察。「被虐待児、 PTSD」という所見。
H29.12.14		所内で本児と面接	児相	福祉司が父母からの話について、本児から確認。面会について意向を確認。本児は、父方実家での生活時、父から暴力等を祖父母らに伝えたが止まらなかった、と語る。 父母が望むなら面会は可との意向を示す。
H29.12.20		所内で父母と面接	児相	精神科医学診断結果を父母に伝達し、父母に今後のプランについて聞く。母から本児にこのプランを伝える場を設定することとする。父は医学診断について、診断書が出るのか、開示請求ができるのか等尋ねる。今後のプランについて、父母から、父は接触を控え、母が養育を担う、などの案に加えて、父方祖父母宅への引き取りとし、父に対しての心配がなくなったら自宅に帰ってくる、という案が出される。父は父方実家へ早急に話をしてみると言う。
H29.12.21		父から電話	児相	父方実家への家庭訪問の日程を設定。父は、父方実家 と調整した、すぐにでも受け入れ可能、と話す。

日付	本児・家族の動き	関係機関が対応したこと	対応機関	内容等
H29.12.22		所内で本児と面接	児相	心理司が家での心配やニーズを整理。内容を父母と共 有することについて確認すると、本児は了解する。
H29.12.25		所内で母と本児の面会	児相	母から本児へ当面の生活拠点が父方祖父母宅となること 等を伝え、本児の意向を確認し、本児は「大丈夫」と答え る。
同日		父方実家を訪問	児相	父方祖母、父と面接を行う。住環境、生活状況等を確認する。父へ、今後児相は連絡・面接により状況を確認していくことを伝える。父方祖母は本児の長所を喜んで話すなど、良好な関係が窺える。 父は帰宅後の生活をどうしたらよいか等質問し、「もちろん本児と二人きりにならない、という約束は必ず守る」と父が述べる。今後の児相の関わりについて了承する。父方祖父母宅へ引取りとなった場合の指導方法等を説明。
H29.12.26		父から電話	児相	引き取りの方向だが、本児にPTSDの症状が出ているため、当面父との接触は難しいという結論であると伝える。 父は、「結果を聞きたい」、医学診断の「PTSD」について、治るものなのか、診断書はないのか、医師と話はできないのか等聞くが、「基本的には全て受け止める」、と話す。
同日		児相から児童課へ電話	児相 児童課	父方実家への訪問結果等報告。児童課から、12月に開かれた離乳食講習会と健診は妹の体調不良のため欠席であったことを報告。
H29.12.27		児相が援助方針会議を実施	児相	「一時保護解除(父方祖父母宅への引き取り)」及び「継続指導開始」を決定。
同日	本児一時保護解除、 父方実家へ家庭引き 取りとなる	文、父方祖父母が来所 一時保護解除	児相	児相から今後の安全策について確認。本児の精神状態が落ち着くまで父は本児と会わないことを共有。心理司がPTSDについて説明し、診察した医師から説明することも可能と伝えると、父は面談を希望。父は、安全策について受け入れ、今後の関わりについて、家庭訪問と通所どちらでも可能だが、学校訪問は本児が他児からどう思われるか心配なためやめてほしい、と言う。父に先に帰宅してもらい、本児と父方祖父母を面会させ安全策を確認し、本児を引き取ってもらう。
同日		児相から児童課へ電話	児相 児童課	援助方針会議の結果を報告。引き取りについて伝える。
H29.12.28		児相から、児童課、a小学校 へ電話	児相 児童課 a小学校	本児の一時保護解除及び引き取り先、家族との約束などを報告。
同日		父がa小学校に連絡	a小学校	父は「これから(本児を)通わせるために、今日にでも学校と話したい」という。 a小学校は父方祖父母を通すよう伝える。父は納得せず、「学校と父が連絡しても良いと児相から言われている」、「児相に連絡する」と話す。対応後、a小学校は児相へ連絡し、上記を報告(担当者不在)。
同日		父から児相に電話	児相	父、「学校から父とやりとりしないと言われ、納得できない」と訴える。担当者から連絡させると回答。
同日		児相からa小学校に連絡	児相 a小学校	児相から、学校と父の連絡・やりとりは制限しないと伝え る。
同日		教育委員会が児童課に来庁	児童課 教育委員会	児童課から本児の引き取りについて報告。

日付	本児・家族の動き	関係機関が対応したこと	対応機関	内容等
H30.1.4		児相から父に電話	児相	学校と父の連絡・やりとりは制限しない旨を改めて伝え る。
H30.1.5		a小学校から児相に電話	a小学校 児相	児相と父とのやりとりを確認。
同日		a小学校から児相に電話	a小学校 児相	父と連絡がついたが、父は小学校の対応に不満を持っ ているとの報告。
H30.1.9	新学期に本児が登 校しない	父から教育委員会に連絡	教育委員会	父から、学校への不信感があり、今後本児を安心して登校させるため、教育委員会も含めた話し合いを持ちたい、との相談。
同日		教育委員会から児童課に電 話	教育委員会 児童課	父からの話し合いの要望についてどのように対応したら よいかとの相談。
同日		児童課から児相に父の要望 について相談	児童課 児相	まずa小学校、教育委員会、児相で打ち合わせてから、 父との話し合いに臨むこととする。
同日		児童課から教育委員会に電 話	児童課 教育委員会	児相と話した方針について伝達し、教育委員会からa小学校へ、打ち合わせや父との面談に参加するよう打診することとする。
H30.1.12		父母と教育委員会、a小学校 が面談	a小学校 教育委員会	(事前に教育委員会から児相へ打合せの打診があるが日程が合わず不参加。児童課は父母との面談へ参加するよう求められるが不参加と回答。) 父は質問事項を紙にまとめ、ボイスレコーダーを持参。 父は通告やその後の一時保護に関連した学校側の対応や判断の根拠を尋ね、学校側への不信感を述べる。小学校で実施したいじめアンケートを見せるよう求められ、学校側から「父に見せることはできない」と伝える。
H30.1		a小学校が自宅を訪問	a小学校	校長名の念書を自宅に届ける。
H30.1.15		父母が教育委員会来庁	教育委員会	父母が本児の同意書を持参し、教育委員会に対し、アンケートを見せるよう要求。教育委員会から本児に不利益がないよう父に念を押し、父母へ本児のアンケートのコピーを渡す。
同日		a小学校から児相へ連絡	a小学校 児相	児相に1月12日の協議の内容について、父から念書を渡すよう求められたことを報告。
H30.1.16		教育委員会から児童課へ連絡	教育委員会 児童課	1月12日の協議の結果及び15日にアンケートのコピーを 父母に渡したことを報告。
H30.1.17		児相が父方祖父母宅を家庭 訪問	児相	父方祖父母、本児と面接する。b小学校への転校したことが報告される。 祖父から、継続指導に関する疑問や間隔を開けてほしいなどの要求がある。祖父が本児に「お父さんは怖くないでしょ」と尋ねると、本児は「うん」と答える。
同日		(午前)父母、妹がb小学校に 来校 (午後)祖母、本児が来校	b小学校	転入の挨拶をする。 本児には、インフルエンザで学級閉鎖のため、登校は23 日になると伝える。
H30.1.18	本児、b小学校に転 校			
H30.1.19		児相から児童課に連絡	児相 児童課	1月17日の家庭訪問について報告。
同日		児童課がb小学校を訪問	児童課 b小学校	ケース概要説明し、要保護児童として定期的な情報提供 (月に1回の情報提供カード)を依頼。

日付	本児・家族の動き	関係機関が対応したこと	対応機関	内容等
H30.1.22		児相がb小学校を訪問	児相 b小学校	通告から一時保護に至った経緯、虐待の内容、一時保護解除時の条件、家族情報等説明し、父への対応について助言する。
H30.1.23	本児、初めてb小学 校へ登校			
H30.2.2		b小学校から児相に電話	b小学校 児相	1月の小学校での本児の様子を伝達。
H30.2.5		b小学校から児相に電話	b小学校 児相	小学校での本児の様子や、父方祖母らとの連絡内容の 報告。
H30.2.26		児相が父方祖父母宅を家庭 訪問	児相	児相から本児との個別面接を依頼するが、拒否され、泣き出した本児は、別室に移動。父方祖父は、今後の児相の関わりを拒否する旨を主張し、電話で父を呼ぶ。父は、現状の法的根拠を質問し、本児を自宅に連れて帰ると述べ、本児が書いたという。手紙。を見せる。児相は「この場で(自宅への引き取りを)よいとは言えない、会議で報告する」と伝える。
H30.2.27		児相からb小学校に電話	児相 b小学校	2月26日に行った父方祖父母宅への家庭訪問について 報告。
同日		父からb小学校に電話	b小学校	今後は、送迎者が母となること、第三者が来ても本児に 会わせないよう念を押す。
H30.2.28		児相が援助方針会議を開催	児相	現況報告を行い、今後の対応について協議。
同日		b小学校から児相に電話	b小学校 児相	2月27日に父からb小学校にあった連絡について報告。
H30.3.1		母親が本児を迎えに来校す る	b小学校	
H30.3.2		児相からX県Y市へ電話 X県Y市	児相 X県Y市	福祉司がY市での本家庭との関わりを聞く。
H30.3.6			児相 b小学校	(児相がb小学校へ訪問予定であったが、当日キャンセルとなる。)
H30.3.10		父が、下校の際、本児を昇降 口まで迎えに来る	b小学校 児相	小学校から児相へ連絡し、引き渡してよいかも含め対応 方法を確認する。 児相は引き渡しはやむを得ないと回 答。
同日		b小学校から教育委員会へ 電話	b小学校 教育委員会	父が本児を迎えに来たことを報告。
H30.3.13		児相からb小学校に電話	児相 b小学校	小学校での本児の様子や、小学校が本児から聞き取った内容を共有。 本児からは、3月上旬に家族旅行に行ったことや週末家族4人で過ごしていることが話されている、最近の本児は疲れている様子で、授業中に類杖をついたりしていたが、本児に聞くと「咳がひどく眠れなかった」とのことだった。
H30.3.16		児相がb小学校に電話	児相 b小学校	小学校が本児から聞き取った近況を報告。小学校に父 や父方祖母が送ってくることもある、「お父さん、優し い?」との質問に対し、「優しい時もあるし」と口ごもってい た、等。

日付	本児・家族の動き	関係機関が対応したこと	対応機関	内容等
Н30.3.19		児相がb小学校を訪問、本児 と面接	児相 b小学校	本児に生活状況等確認。本児は3月の初めから自宅にいる、2月26日の"手紙"について、父から指示されて書いたものだが、父母と暮らしたいのは本当だと述べる。面接後b小学校から父へ電話し児相の来校を知らせ、児相が替わり父と話す。法に則り調査を行っていること、継続指導中であると説明するが、父は「もう会いに来るなと言っているのに会いに来たのか」「誰の権限でそう言っているのか」等、納得せず。その後、父方祖母が本児を迎えに来て本児は下校。
同日		父母と妹が来校	b小学校	父母は、今後はこのようなことがあっても第三者を本児に会わせないよう訴える。小学校から、公的機関の要請は断れないと伝える。父母は落ち着いて学校の立場はわかると言うが、明日は本児を休ませる、と述べる。母もはっきりとした声で「会わせないで」と言う。父は落ち着いており、「今まで何事もなく生活してきたのに壊された、本児が不安がっている」、と話す。
H30.3.22	本児、小学校を欠席 することが続く(3月 20日~3月23日修了 式)	母からb小学校に本児の欠席 について、電話で連絡 その後、父からb小学校に電 話がある	b小学校	小学校から「年度末でもあり、本児のために登校させてほしい」等伝えるが、母は「父と相談する」と電話を切る。その後父から、「やはり心配なので、今日・明日は登校させない」と言い、「家の周りを不審車が止まっている」、「本児も児相職員に会いたくないと言っている、これ以上家のことに介入してほしくない」、「家では問題ない、心外である」等と話す。
同日		児相が援助方針会議を実施	児相	現況報告を行う。心理司の担当が変更となる。
H30.3.23		放課後、父母がb小学校に来 校(修了式)	b小学校	父母と本児が荷物や通知表を取りに来校する。 b小学校から、新学期登校させてほしいと伝える。
H30.3.27		児相がb小学校に電話	児相 b小学校	b小学校から状況の報告。
H30.4.6	本児、新学期になり 登校する			
H30.4.2		児相が本家庭に手紙を送付	児相	H29年度の担当者から、父あてに担当者変更を伝える手 紙を送付。
H30.4.11		b小学校で本児の身体測定	b小学校	身体を目視確認。問題なし。
H30.4.18		b小学校から児童課に電話	b小学校 児童課	b小学校から早急に個別ケース検討会議を開きたい、と の連絡。
H30.4.28		授業参観に父母と妹が来校	b小学校	
H30.5.8		個別ケース検討会議を実施	児相 児童課 b小学校	(教育委員会は都合が合わず欠席) 一時保護解除後の経緯、父が学校へ迎えに来た際の対 応、今後の支援方針を共有する。
H30.5.10		b小学校で本児の内科健診	b小学校	身体を目視確認。問題なし。
H30.5.19		運動会のため父母と妹がb小学校に来校	b小学校	
H30.5.30		児相が援助方針会議を実施	児相	現況報告を行う。
H30.6.5		b小学校でいじめアンケート を実施	b小学校	いじめあり等の記載はない。本児は前期の学級委員長になり、元気に過ごす。
H30.6.7		b小学校が本児と面談	b小学校	いじめアンケートに関し、全児童に面談を実施する。本児は面談で、学級委員になれたことの喜び、学級が好きと語り、特に変わった様子は感じられない。
H30.7.13	本児、小学校を続けて欠席する(7月9日 ~)	b小学校から児童課へ電話	b小学校 児童課	本児が胃腸炎で欠席が続いていることを報告。通常3日間欠席した場合、家庭訪問するが、本家庭への対応には悩んでいるとのこと。

日付	本児・家族の動き	関係機関が対応したこと	対応機関	内容等
Н30.7.17	本児、登校する		b小学校 児童課	本児の登校再開を報告する。元気に登校し、特に異常 はなかったので、本当に病気だったと思われる、とのこ と。
H30.7.18		父母と妹が本児の個人面談 のためb小学校に来校	b小学校	父は、自分が昔学んだ教室を懐かしんでいた。本児が学 級委員に立候補したことに驚き、成長ぶりを喜んでいた。
H30.7.24		父母が、妹の健診のため、母 子課に来所	母子課 児童課	児童課も健診中の父母の様子を観察。父はにこやかに妹と遊び、母もにこやかに応じていた。父のイクメンアピールは不自然に感じられ、母も過剰なまでに父を褒めちぎる印象。一方、「父の話には説得力があり嘘をついているようには思えない」とのスタッフ意見もあり。
H30.9.3			b小学校 児相	父から「家族で母方実家に戻っているが、母方親族の具合が悪いので母子はA市に戻らず、今週いっぱい休む」と連絡があった。母方実家との関係は悪いと聞いているので不自然さを感じた、とのこと。来週登校しなければ小学校から家庭に働きかけることとなる。
H30.9.10	本児、登校する	父方祖母らが来校 本児、発育測定	b小学校	父方祖母らが本児を送った後職員室に寄る。父方祖母からも父と同様の話があり、本児は父方祖父母宅で過ごすという。 本児に話を聞くと「X県にいた」と話す。本児は体調が悪そうで、視線が外れやすかったり、だらしない姿勢で座っていることも見られた。 発育測定で身体を目視確認、問題なし。
H30.9.11		児童課が母の通院先に受診 状況を確認	児童課 母の通院先	通院先から、最終受診日が8月27日であることを確認。
同日		b小学校から児相に電話	b小学校 児相	小学校から状況報告。母と妹がX県に残っているとのこと なので父と2人きりになることが心配、と伝える。
H30.10.18	本児、小学校で体調 不良を訴える	b小学校が本児の体調不良 に対応	b小学校	本児が体調が悪いと言うため、養護教諭が対応する。声 掛けや目視を行う。
H30.10.23		児童課がb小学校に近況確 認	児童課 b小学校	本児から、母と妹は10月上旬にA市に戻っていると話が あった。1学期まで頻繁に迎えに来ていた母はこのところ 迎えに来ず、本児は普段父方祖父母宅で寝起きしてい る様子とのこと。
H30.10.24		b小学校でいじめアンケート を実施	b小学校	いじめあり等の記載はない。
H30.10.26		b小学校が本児と面談	b小学校	いじめアンケートに関し、全児童に面談を実施する。本児は面談で、「学校は楽しい、持久走大会は頑張る、父は怖くない」と語り、特に変わった様子は感じられなかった。
H30.11.1		父母と妹が音楽発表会参観 のためb小学校に来校	b小学校	父方祖母らも参観に来る。
H30.11.7		b小学校から児相へ電話	b小学校 児相	夏休み明けからの本児の様子や、父方祖母宅から登校 している様子であることを報告する。
H30.12.6		b小学校で本児の身体を確 認	b小学校	本児が校庭で転び軽い怪我をしたため、保健室で手当 てをする。本児の身体を確認し、異常なし。
H30.12.12		父母と妹が個人面談のためb 小学校に来校	b小学校	父母は本児が学校生活を楽しんでいるので嬉しいと話 す。
H31.1.7	本児、冬休み明けに 小学校を欠席(以 後、登校せず)	父からb小学校に欠席の電話	b小学校	父から、X県にまだいるため、本児は今週いっぱい欠席 し、15日から登校するとの連絡。
H31.1.10		b小学校から児童課に情報 提供	b小学校 児童課	別件で児童課が小学校に来校時、本児の様子と年明け からの欠席について伝える。

日付	本児・家族の動き	関係機関が対応したこと	対応機関	内容等
H31.1.11		父からb小学校に電話	b小学校 児童課	母方親族の具合がかなり悪く、本児はX県に残ることを望んでいるため、1月いっぱい欠席し、2月4日から登校するとの連絡。b小学校から父の連絡内容を児童課に伝える。
H31.1.21		児相からb小学校に電話	児相 b小学校	本児の長期欠席について、報告がある。
H31.1.24	事件発生		警察署 児相	本児の死亡について連絡がある。
H31.1.25	妹を一時保護	緊急受理会議を実施、一時 保護(妹)	児相	事件を受けて、緊急受理会議を開く。妹を一時保護。

第2章 対応状況と課題

1 A 市への転入から児童相談所が受理するまで

〇 経 過

(平成29年)

- 8月30日 X県Y市からA市母子保健部署(以下「母子課」という。)に電話(父と本児・妹の転出に 伴い、低出生体重児の妹への継続支援依頼)
- ⇒ その際、本家族について、以下の情報提供があった。
- ・父から母へのモラハラ、行動監視・制限、メールの削除があった。
- ・本児が父と暮らすのは最近になってから。
- ・父母は一度離婚し、復縁している。

(X県Y市から10月に送付された資料に、本児出産後、母はうつになり、父とは別居し母子で母方 実家で暮らした、その3年後に父母は離婚、1年前に母から連絡を取り父と暮らし始め、平成29 年2月に再入籍したという経過が記載されている。)

- ・父は、入院中の母に言わずに父子で転出した。
- ⇒ 同日、母子課はA市児童福祉部署(以下「児童課」という。)に情報を伝えた。併せてA市DV担当部署(以下「DV担当課」という)にも連絡したが、「相談があれば対応する」旨の回答を得た。(母子課は、後日、X県Y市から継続指導依頼文書を受領)
- 9月7日 母子課保健師が、父子が居留している父方祖父母宅を訪問。
- 10月 4日 X県Y市から母子課へ電話(母が退院し、母もA市へ転出した)。

その後、X県Y市から送付された資料には、父が母の外出や携帯電話をチェックし、メールを削除したことが記載されている。

- 10月11日 保健師と児童課職員による家庭訪問(父母の住居)
 - ・父が駐車場の案内や湯茶の準備をする(丁寧な対応との印象)。
 - ・父が母の病状に対して「(自分が母を) コントロールできる」と発言。
 - ・母に携帯番号を尋ねると、母は「教えていいか」と父に確認して伝える。
 - ・母が本児について「最近些細なことでも涙ぐむので心配」と発言。
 - ⇒ 訪問後、A市は、本児と妹をハイリスクとして要対協管理とする。
 - (理由) 「父が無職」「母が躁うつ病」「母の育児能力不明」「過去に父から母への束縛があり、父母間のパワーバランスが懸念される」「父母の離婚と復縁」「妹の低体重」等であった。

課題 1 - 1 A 市母子課と DV 担当課は転出元から得た情報を生かし、適切にアセスメントすべきであった。

A市への転入にあたり、X県Y市の保健師から母子課へ情報提供があった。父が独断でA市への転出を 決める、父が母のメールを削除した等の情報から、夫の妻へのDVが疑われることは、かなり濃厚であっ た。そこで母子課は DV 担当課に情報を伝えたが、DV 担当課は「相談があれば対応する」という回答に とどまっていた。

DV家族(疑い含む)に子どもがいる場合、被害者からの直接の相談あるいは母子課が直接DV対応することに至らずとも、児童虐待、または子どもの行動面、情緒面など子どもの健全な育ちとしての確認が必要になる。逆に、子どもの様子からその背景に潜むDVを発見することもある。母子保健には、子どもが安全な環境で育たない可能性の背景にDVがあれば、DVに関する対応も DV 担当課と連携・協働する姿勢が求められる。

DV 担当課は、DVが潜む家族の早期発見や介入、あるいは支援について、母子課に対しさらなる情報 収集に関するアドバイスをするなど積極的な対応をすべきであった。

母子課は、対象児の健診による発育発達確認のみならず、本児の健全に育つ環境が整っているかなど 親の養育能力や養育環境を評価する観点が乏しかった。

A市の対応、要対協の在り方☞ 提言1(2)、4

|課題1-2| 要対協の実務者会議及び個別ケース検討会議が効果的に機能していない。

児童課が X 県 Y 市からの転入経過の不自然さやDV(疑い)に関する情報を踏まえ、本児と妹を要対協対象事例にしたことは適切であり、要対協の実務者会議において、本事例の経過報告はなされてはいた。しかし、「DVと児童虐待家庭」として、更に必要となる情報収集や、誰がどのように支援を進めるかなど具体的な方策まで検討することはなかった。

また、実務者会議には、DV 担当課も参加しており、必要な情報、観察や支援のポイントなど意見する機会があったと思われるが、DV 担当課事例とされていないことからか、特段このケースに対する発言はなかった。

実務者会議の参加メンバーは多職種で協議する貴重な場であるということを再度認識し、自部署担当 ケースではない場合でも検討に参画する場であると認識する必要があった。

A市の対応、要対協の在り方☞ 提言1(2)、4

また、検証委員会によるヒアリングでは、「DVではなくモラハラ」という認識が多くの関係者に あったように見受けられたが、モラハラをはじめとするDV等で人権が侵害される認識を持ち、DV防止 法による緊急対応や一時保護という観点にとどまらず、子どもや母親を守るという観点でアセスメント すべきであった。

DV認識を含む家族理解(アセスメント)☞ 提言1(2)

虐待事案への対応力向上のための適切なマネジメント等☞ 提言2

なお、本県で検証した過去の死亡事例にはDV家庭が多く、家族関係を理解する上でDVについての理解を深めるよう、その都度提言してきたが、十分浸透しているとは言い難い。(過去の検証報告については巻末【参考】を参照のこと)。

過去の検証報告の周知 提言2(3)

2 一時保護の決定と対応について

○ 一時保護当日(平成29年11月7日)の事実経過

- ・a小学校は、本児が書いたアンケート内容から虐待を疑い、A市へ通告。
- ・通告を受けたA市は、安全確認等のために即日a小学校を訪問し、本児と面接などを行った上で、一時 保護が必要と判断し、児相に送致。
- ・児相は、緊急受理会議を実施し、一時保護を決定。「A市に本児を児相に連れてきてもらい、父母に 一報を入れてもらう」という方針とし、A市も確認した。
- ・A市は、本児を児相に移送し、保護者に電話して児相の一時保護決定を父に伝言。
- ・児相は、本児と面接し、来所した父に一時保護決定通知を渡して経緯を説明。

課題2 一時保護にかかる児相(及びA市)のプロセスが不適切

a 小学校が児童虐待を疑い A 市に通告したこと、通告を受けた A 市が a 小学校を訪問して事情を聴取 し、本児とも面接した上で一時保護が必要と判断して児相に送致したこと、児相が即日一時保護を決定し たことは、いずれも適切な対応であった。

しかしながら、児相における通告受理から一時保護所への入所及び保護者面接などの一連のプロセス (及び児童課の対応)については、以下のとおり児童虐待対応の基本原則が守られておらず、こうした 不適切な対応が、その後の支援に様々な悪影響を与えたと考えられる。

① 児相における一時保護決定までのプロセスに問題があった。

② 本児の一時保護所への移送をA市に依頼した点に課題があった。

A 市は、児相との協議を踏まえ、一時保護のために本児を児相に移送した。やむを得ず関係機関に協力を求める場合はあっても、一時保護の決定だけでなく、一時保護の実施(移送等)にも児相が責任を持つという原則が徹底されていなかったと考えられる。

虐待事案への対応の基本の理解☞ 提言1(3)①

なお、児童本人の居場所に赴くこと等が、多忙や人員体制などから困難な実情もうかがわれ、それらの 実施を保障する体制の整備の点でも課題があった。

児相の業務執行体制の強化(人員・組織体制) ☞ 提言3(1)(2)

③ 一時保護の決定を、A市が保護者に連絡している点に問題があった。

一時保護は児相しか行い得ない行為であり、一時保護した事実を児相が責任を持って保護者に伝えることは最も基本的なことである。その役割を A 市に委ねた点は、基本を逸脱する不適切なものであり、本児、保護者へは児相が自ら直接説明をすべきだった。

また、児相から依頼を受けた A 市も、特段の疑問も持たず了解し、安易に一時保護の事実を保護者に 伝えており、A 市も基本的な理解が欠けていたと言わざるを得ない。

A 市が最初に一時保護の決定を伝えたことで、その後、A 市としての本家族との支援関係を維持することが困難になった点は、今後の教訓として重視しなければならない。

虐待事案への対応の基本の理解☞ 提言1(3)

A 市の対応☞ 提言 4 (1)

④ 保護者への一時保護決定理由の説明に問題があった。

〇 事実経過

- ・児童課は、父に対して「本児が家に帰りたくないといったことなどから一時保護となった」旨の説 明を電話で行った。
- ・児相は、当日来所した父との面接で、父から経緯の説明を求められ、「a小学校で本児の頬に痣が 認められ、a小学校から児童課に連絡があり、児童課と児相で協議した結果、一時保護となった」旨 の説明をした。
- ・一時保護決定通知には、「本児は父からの暴力を訴え、帰宅を拒否する。家庭内で不適切な関わりがあるおそれがあるため、今後、養育環境の安全が確認されるまで本児を一時保護とする」と記載されていた。

このような対応は、以下の点で不適切であった。

ア) 「A 市と児相で協議した結果」と説明している点、及び (a 小学校と協議しないまま) a 小学校が 通告元であると明らかにしている点。

一時保護に際して a 小学校や児童課と協議することはあっても、あくまでも一時保護は児相が決定するものであり、「A 市と協議して云々」の説明は不適切であった。また、児童虐待防止法第7条は、「当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない」としており、児相が保護者に通告元を伝えたことは不適切であった。ただし、事実上通告元が知られる可能性はあるので、その際の対応について、少なくとも a 小学校と協議しておくべきであった。

一時保護の実施に関して児相と a 小学校が事前に協議していない点が、以後、a 小学校が保護者対応に 苦慮することになった要因の一つと言える。

- 虐待事案への対応の基本の理解☞ 提言1(3)
- 児相と関係機関との連携の強化☞ 提言4(4)
- イ) A市や児相が、一時保護の理由に、本児が家に帰りたくないといったことを挙げている点。

児童の意向が一時保護を判断する根拠の一つではあっても、十分な配慮もなく保護者にそのまま伝えると、一時保護決定の責任を本児に負わせ、児童に対する保護者の怒りを誘発することになりかねず、以後の親子関係の改善を阻害することが危惧される。また、頬に痣があるという客観的事実は通知には記載されていなかった。一時保護の理由についての説明は、不用意であったと言わざるを得ない。

子どもの権利擁護☞ 提言1(1)

3 一時保護中の調査、アセスメント、機関連携について

○ 児相における初期アセスメントのための情報整理にかかる取り組み状況

- ・児相は通告があった当日に一時保護したが、それまで本事案との関わりはなかった。
- ・その後、児相はA市が把握していた本家族にかかる情報を入手した。
- ・児相は、児童記録票にジェノグラム (家族図) を記載したが、得られた情報が必要十分に反映した ものとなっていなかった。

課題3-1 初期アセスメントにおいて、有効なジェノグラムが作成されていない

ジェノグラムは、社会診断の第一歩となる必須ツールであり、本事例のように職権による保護を行った場合、あるいは保護者が虐待を否定したり、一時保護に不同意の場合などは、必ずジェノグラムを作成し、初期段階での家族の特徴を捉える必要がある。*1

ジェノグラムは作成されているものの、父母の離婚とその後の復縁などは示されておらず、3世代ではなく2世代(親と子)のものとなっており、家族のアセスメントに役立つジェノグラムとは言えなかった (児相以外の機関の記載も大同小異であった)。

アセスメント作業のための基本ツールの活用☞ 提言1(2)

虐待事案への対応力向上のための適切なマネジメント等☞ 提言2

なお、本事例に関しては、ジェノグラムを実践で活用できるような研修が十分行われていない可能性があり、 研修に関する課題があると思われる。

虐待事案への対応力向上のための研修☞ 提言 2

^{*1} なお、その後の調査等で、家族関係に関する新たな事実が明らかとなった場合は、それらをジェノグラムに反映することが求められる。

〇 初期アセスメントの内容にかかる事実

- ・A市の記録によれば、一時保護の翌日、児相から「在宅方向で支援を考える」旨の連絡があったと されている。
- ・ただし、児相の検証ヒアリングでは、在宅か分離かについては、いずれの可能性も考えていたとの 発言があった。
- なお、それらがどのようなアセスメントによるものかは確認できなかった。

課題3-2 初期アセスメントにおいて、本家族の歴史等が踏まえられておらず、本家族への理解が乏しかった。

X県Y市での経過を含むA市への転入の経過、家族の歴史等は、本家族のアセスメントにとって重要な事実であり、初期段階での情報を(ジェノグラム作成と合わせて)時系列的に整理し、理解しておく必要があった。また、転出前の関係機関や、転入後に受け入れた複数の関係機関から情報を集めて、家族についてのアセスメントをすべきであったが、不十分であった。

こうした取り組みによって、「母の入院中、母に知らされないまま父子が転出」「DVの関係が疑われる夫婦関係」「母にとっては見知らぬ土地での生活」「父は転入当初、父方祖父母宅で生活していた」等を確認すれば、初期段階で、父方祖父母宅に帰せば父の意向が及び、リスクがあることが予測できたと考えられる。

児相アセスメント☞ 提言1(2)(4)

虐待事案への対応力向上のための適切なマネジメント等☞ 提言2

なお、児相として初期段階でのアセスメントが不十分であった背景には、適宜適切なスーパーバイズの 不足があったと思われる。

虐待事案への対応力向上のための適切なマネジメント等☞ 提言1(5)、2

課題3-3 DVに対する理解、父母の(夫婦の)関係性のアセスメントが不十分

DVが疑われる本事例については、本来ならば、DVの実態(夫婦の関係性)について注意し、X 県 Y 市での経過等もあらためて把握した上で、アセスメントに生かすべきであった。

なお、十分な調査が行われなかった背景として、DVが疑われる事案に関しては、単に暴力の有無だけに注目するのではなく、家族関係、特に支配一被支配の構造、DV家庭には児童虐待がしばしば見られること、加害者や被害者の心理・子どもへの影響、虐待が隠蔽されやすいこと等についての理解が乏しかったことが考えられる。

D V 認識を含む家族理解(アセスメント) ☞ 提言 1 (2) (4) 虐待事案への対応力向上のための適切なマネジメント等☞ 提言 2

〇 児相における一時保護中の取り組み経過

一時保護後、担当児童心理司が本児と継続的に面接(平成29年11月10日、13日、14日)。また、担当児童福祉司が父母面接を行った11月15日にも、その直前に本児と面接し、父母との面会について打診したが、本児は「会いません」との意向を示したため、本児と父母との面会は行われなかった。(平成29年)

- 11月17日 児童心理司が本児と面接。「(暴力の他に)もっと嫌なことがある?」と尋ねると「(午前) 3時頃お父さんに起こされて嫌なことをされる」「それが一番いや」と話す。
- 11月22日 父母と本児が面会。「思いきって父母と会ってもらったが、本児は泣きっぱなし。 父が満面の笑みを浮かべ、『家で待っている』と手を差し伸べたが、本児は手を引っ込め た」とされる。
- 11月28日 本児と児童心理司の面接。父の性加害と思われる行為について開示(夜中にパパに起こされ、 急にズボンを下ろしてきた。パンツも一緒に脱げた。「止めて」と言ってすぐにズボンを上 げた。パパが「そんなこと言うとバレるだろ」と言った等)。

11月30日 父母面接

児童心理司面接(11月28日)において本児が開示した性的被害の内容を父母別々に説明。 母は「本児は嘘をつかない子」と言い、父は本児の話を否定し、「日中ふざけてズボンを 脱がしたことはある」と弁明した。

12月 8日 被害確認而接

本児は前回の児童心理司面接(11月28日)時と同様の説明をする。

12月13日 児相の非常勤児童精神科医による医学診断

医師は児童心理司等から経過を聞き取った上で、本児を問診。暴力行為だけでなく性的虐待を含み、口と鼻を手で押さえられて「息はできないだろう」と言われ、父の手を動かそうとしたら力強いので離れずそれが何回もあるなど本児の恐怖感がかなり強いこと、客観的には生命の危険もある状況だったこと、PTSD (Post Traumatic Stress Disorder:心理的外傷後ストレス障害)の状態と診断されること、また、父に内省や改善を望むことは非常に困難と予想されること、本児が安心して過ごせる保護的な環境(父と別居、第三者がいる状況でのみの面接など)が整わない限り家族の同居は困難であるなどの所見が示された。

課題3-4 子どもの意向の尊重ができていない可能性がある。

11月15日父母面接の当日に、父母との面会についての意向を本児に尋ねているのは、(本児にとっては唐突感もあると思われ)適切とは言えないが、本児の意向を踏まえて面会させなかったのは妥当な判断であった。

ところが、1週間後の11月22日については、その間に本児の気持ちが変化する特段の事情がみられないまま「思い切って父母と会ってもらった」とされている。

(面会について本児の同意を得ていたとしても) 児相として面会をさせたいという判断が、本児の気持ちに優先されている可能性があり、本児の意向を尊重するという点で、課題があったと思われる。

なお、11月15日の父母面接で、本児と面会をさせないことについて、十分な検討がなされないまま、本児の意向によって説明している様子が見られ、一時保護決定理由の説明と同様の課題(本児に責任を 負わせかねない危惧)があるように思われる。

児相アセスメント☞ 提言1(1)(4)

虐待事案への対応力向上のための適切なマネジメント等 提言 2

課題3-5 性的虐待に対する評価が不十分

一方、児童心理司が本児と面接を繰り返す中で、性的被害の開示を得たこと、それを受けて被害確認面接を行ったこと、児童精神科医が本児面接を行い、虐待の状況や家族について所見を示すなどした取り組みは適切であり、正確なアセスメントを行う上で重要であったが、性的虐待についての評価は不十分であり、少なくとも以下の点を検討すべきであった。

- ・本児がやめてと拒否したことで、性的衝動を満たすことができなかったことにより、父は本児を無力化 し自己の支配下に置き、本児の権利をも奪う方向に至る可能性。
- ・一時保護の中で本児が開示したことを聞かされた父が、怒りをコントロールできなくなった可能性。
- ・以上から、機会があれば、より巧妙な性的虐待や身体的虐待につながる可能性 など。

ところが本事例では、被害確認面接後も「先の面接以上の事実はなかった」と記載され、性的虐待は 軽度として扱われるだけで、上記の可能性などについて検討されていない。

なお、本児が開示した内容を否定しつつ「日中ふざけてズボンを脱がしたことはある」と述べた父の発言については、母や本児と面接するなどして、あらためて確認する必要があった。

児相アセスメント 環 提言1(4)

虐待事案への対応力向上のための適切なマネジメント等☞ 提言2

課題3-6 援助方針に医学診断が生かされなかった。

先に示した児童精神科医による所見では、本児の恐怖感がかなり強く、PTSDの状態を診断されること、家族の同居は困難である等が示されていたにも関わらず、援助方針に生かされなかった。

児相アセスメント☞ 提言1(4)

虐待事案への対応力向上のための適切なマネジメント等☞ 提言2

児相の業務執行体制(人員・組織体制) ☞ 提言3(2)

○ 一時保護後における A 市等の経過

(平成29年11月~12月)

- ・a小学校は、父から学校の対応について説明を求められ、一時保護の翌日に家庭訪問等を行い、不在であったため、その後電話で説明しているが、納得は得られなかった。
- ・母子課は、一時保護の翌日に父から連絡を受け、一時保護について知らないと回答したところ、 「連携が取れていない」と指摘された。ただし、父は児童課への怒りを表明しつつ、母子課に対して は、妹への支援は今までどおり対応してほしいとの希望を述べた。
- ・母子課では、関係部署との対応を統一する必要を感じて児童課へ個別ケース検討会議の開催を提案した。 た。
- ・児童課は、その都度、母子課や児相等からの連絡を受けていたが、個別ケース検討会議の実施を具体 化していない。
- ・また、児童課は、母子課から「育児教室に母が来ておらず、様子伺いのための電話をしていいか」と の問い合わせを受け、「現在の児相の動きがわからないため、連絡は控えるように」と返し、母子課 は従ったが、その後、児童課は児相に確認はしておらず、母子課ともやりとりしていない。
- ・児童課の記録によれば、一時保護後、児相から、少なくとも11月8日、24日、30日、12月26日などに電話連絡を受けている。

課題3-7 一時保護後、A市関係機関等で協議がなされず、意思統一が図れなかった。

一時保護後、A市関係機関は、保護者との関係において、それぞれがバラバラに対応しており、関係機関としての統一した取り組みがなされなかった。こうした中で、a小学校や母子課は対応に苦慮していた。また、母子課は児童課へ個別ケース検討会議の開催を要請していた。

しかし、一時保護中に個別ケース検討会議が開かれることはなく、本家族の特徴や対応の基本について の意見交換や、意思統一、役割分担を確認するなど、要対協としての取り組みができていなかった。

児童課は、児相の動きに対して意見を述べることはなく、援助方針等に関しては、基本的に児相に委ねていた。

一時保護決定以降、児相と、また A 市関係機関間で連携して支援していくため、母子課から要請を受けた児童課は個別ケース検討会議を開き、情報共有や方針統一、役割分担を確認して対応すべきだった。

A 市の対応、要対協の在り方☞ 提言 4

4 一時保護解除の判断と以後の援助方針

○ 一時保護解除に至る経過(平成29年12月13日の精神科医の診断以降)

12月20日 父母面接

「本児が思う暴力について、解消していくためのあと一歩の策はないか」「父方親族の支援 が受けられるという話があったが、どのような支援が受けられるか」と児童福祉司が問う と、「まずは、父方祖父母宅で生活し、父への心配がなくなってから自宅に帰る」との案 が出された。

12月21日 父から電話

「実家はすぐにでも受けられる」

12月25日 父方祖父母宅訪問

児童記録票によれば、「祖母が本児の長所を話すなど良好な関係がうかがわれた」、訪問時に父も現れ、「本児も思春期だから複雑な感情がある」「本児と2人だけにならないという約束は守る」と話したとされる。

12月26日 父から電話

児相から「引き取りの方向だが、父と本児が接触しないことが必要」などと伝え、父は 「基本的に全て受けとめる」と応じた。

12月27日 援助方針会議

以下の点を前提に一時保護解除と継続指導を決定。

「当分の間、本児は父方祖父母宅で生活する」「父子は2人きりでは会わず、父方実家で 父母同席等を条件とする」「段階を踏んで、本児の父に対する恐怖心が軽減した段階で 父母宅での生活へ移行する」

12月27日 父方祖父母宅への引き取りとなる。

課題4-1 判定会議が開かれず、児童心理司の面接や父母との面会状況、医学診断などが援助方針に 生かされていない。

面会時の様子や医師の診断結果など、得られた種々の情報や所見が、援助方針に反映されていない点は、 大きな問題である。医師の所見が生かされていない点は、既に課題3-6で述べたとおりである。 理由として、以下が考えられる。

- ① 「受理会議」→「判定会議」→「援助方針会議」を経て児相としての方針を定めるという一般的、原則的な手続きが踏まれておらず、本事例では、援助の方向性を討議すべき判定会議が開催されないまま、担当者レベルで援助の方向が決められていたと思われる。児相の組織的対応が不十分であった。
- ② 担当者が方向性を検討する際、スーパーバイズが機能していなかった。
- ③ 家族に対するアセスメントが不十分な上、本児の安全を確保するという姿勢が弱く、組織としての 明確な方針のないまま引き取り方向での面接や家庭訪問をし、医学診断などで示された本児の安全 に対する懸念が軽視された。
- ④ 上記で述べた問題を修正することができる最後の機会であった援助方針会議において、所長を はじめとして危機管理意識が不足しており、不適切な方針が見過ごされてしまった。

児相アセスメント☞ 提言1(4)(5)

虐待事案への対応力向上のための適切なマネジメント等☞ 提言 2

児相の業務執行体制(人員・組織体制) ☞ 提言3(2)

課題4-2 一時保護解除は不適切であり、在宅指導とするにしても児童福祉司指導(児童福祉法第 27 条第1項第2号措置)とすべきで、継続指導という方針は不適切であった。 *2

本児の気持ちや性的虐待の事実、医師の診断等これまでの調査を踏まえれば、この時点で本児の一時保護は解除すべきでなかった。また、父と父方祖父母の関係は良好であると認識していた(ヒアリングによる)ことを踏まえれば、父方祖父母宅への引き取りでは父の影響を排除できず、不適切であるとの判断は可能であったし、引き取りをさせるべきではなかった。

仮に引き取りさせるとしても、「継続指導」という援助方針は不適切であり、措置による指導である児童福祉司指導(第27条第1項第2号措置)として、文書によって指導内容などを示した上で、在宅指導を行うべきであった。

なお、児童福祉司指導がなされなかった理由として、児相全体として、これまで2号措置が十分活用 されておらず、選択肢に入っていなかったことが考えられる。

アセスメントに基づく適切な援助方針 提言1(4)

^{*2「}児童福祉司指導」と「継続指導」の違いについて

児童福祉法第27条第1項第2号に規定する「児童福祉司指導」は措置による指導であり、行政処分として文書による通知がなされ、指導を受ける保護者等は、内容に不服がある場合は不服申立てを行うことができる。

一方、「継続指導」は、措置によらない指導であり、児童福祉法第 12 条第 2 項を根拠として保護者等との合意を前提に援助を 続け、書面による通知などもされない。したがって、児童の居所を児相が一方的に指示することなどもできない。

[「]児童福祉司指導」においても直接的な強制ができるわけではないが、児童虐待防止法第 11 条第 2 項は、「児童虐待を行った保護者について児童福祉法第 27 条第 1 項第 2 号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない」と定めており、指導を受けない保護者には、知事が指導を受けるよう勧告でき、それでも指導を受けなければ、児童の一時保護、さらには児童福祉施設入所等の措置、または児童福祉法第 28 条に基づく家庭裁判所への申立て等を行うものとされている。

〇 事実関係

(平成29年11月~12月)

- ・児相は、一時保護中、児童課に適宜状況を報告してはいるが、援助の方向性については、特段の意 見を問うていない。
- ・児童課は、報告を受けても今後の方向について特段の意見を述べていない。
- ・児相は、解除方針を定めるに当たって要対協個別ケース検討会議の開催などを要請しておらず、A市 も開催を検討していないため会議が開かれていない。

課題4-3 一時保護解除前に A 市関係機関等からの意見を聴取していない。 (要対協 個別ケース 検討会議の未開催)

援助方針会議で方針を決定する前に、A 市と連携し、要対協の個別ケース検討会議等を開催するなどして関係機関からの意見を求める必要があった。

要対協の活用、児相と関係機関との連携の強化☞ 提言1(4)、4

○ 一時保護解除翌日12月28日の連絡等

- ・児相は、児童課に電話。祖父母宅への引き取りを報告。
- ・児相からa小学校へ電話。祖父母宅への引き取りを報告。
- ・a小学校より児相に電話。「父から電話があり、『学校訪問して話し合いたい』との趣旨だったが、 a小学校としては祖父母宅引き取りと聞いているので、祖父母を通じて連絡したいと伝えたが、父が 納得しない。父は児相に電話すると言っている。」
- ・父が児相に電話。「学校の対応は納得できない」(担当不在)
- ・翌29日に児相から学校に電話。

「a小学校と父とのやりとりを制限しているわけではない」

課題4-4 一時保護解除決定及び以後の支援について、A市関係機関に対する説明が不十分

児相は一時保護解除翌日、児童課及びa小学校に電話で報告してはいるが、一時保護の解除前に関係機関での協議がなかったこと、本児が再び地域で生活すること等も踏まえ、一時保護解除後、速やかにA市に対して要対協の個別ケース検討会議等の開催を要請するなどして、一時保護解除の理由や援助方針を説明するとともに、今後の連携の在り方等について、関係機関での意思統一を図り、各機関それぞれの役割等を確認するべきであった。 児相と関係機関との連携の強化 提言1(3)(4)、4

5 一時保護解除以降の対応について

- 平成30年1月12日、15日の父母とa小学校・教育委員会の話し合い
 - 一時保護解除後の父母と a 小学校・教育委員会の話し合いまでの経過

(平成30年)

- 1月 4日 児相から父へ電話。a小学校と父の連絡、やりとりは制限しない旨改めて伝える。
- 1月 5日 a小学校から児相へ電話「父と児相のやりとりの内容を教えてほしい」「父と連絡がついたが、学校の対応に不満を持っているようだ」。
- 1月 5日頃 父が教育委員会に電話。「小学校が『父とは話せない』と言った。一時保護後、小学校から何の連絡もなく不信感がある。今後、本児を安心して登校させるために、教育委員会、小学校との話し合いの場を設けてほしい」
- 1月9日 新学期が始まったが、本児は欠席(以後も不登校)。
- 1月12日(金)a小学校、教育委員会と父との話し合い(於:小学校)
 - ・児相は、話し合いの前の打合せに参加を打診されたが、日程の都合で不参加。
 - ・当日、児童課が父との話し合いに参加を打診されたが、父へ一時保護の連絡をしたことや児童 を移送したこと等から、父との関係が良好でなく、かえって話し合いがスムーズにいかない 可能性があるとして辞退した。
 - ・父が求めた念書を渡すこととした(それで本児が安心して登校できるのであればと考えての こと。父の求めた内容で作成し、後日届ける)。
 - ・父母がアンケートを渡すよう要求したが、本児の同意がないこと等を理由に拒否した。
- 1月15日(月)父母が教育委員会を訪問。

父は、本児の自筆の同意書とされるものを示し、あらためてアンケートを渡すよう要求。 教育委員会は、父に対しアンケートの記載内容で本児を責めることのないよう十分勧告した 上で、本児が書いたアンケート(写)を手交。

課題5-1 a 小学校と父との協議に際して児相や A 市の協力体制が弱く、a 小学校と教育委員会の 事前の打合せも不十分

一時保護解除後の支援方針について、解除前も解除後も要対協個別ケース検討会議が開かれないなど、 意思統一が不十分な状態であることに鑑みれば、a 小学校に不満を抱く父と学校との話し合いの前に、 児相及び児童課と a 小学校・教育委員会とで事前の協議を行うべきであった。

また、学校等は、児童虐待における保護児童の親との面接には不慣れな面があり、a 小学校が児相や児童課に同席を要請したことは当然であり、児相や A 市も父と a 小学校との話し合いの場に参加すべきであった。

児相と関係機関との連携の強化☞ 提言1(4)、4

また、a 小学校と教育委員会との間でも事前の協議がなされていないまま父との話し合いの場に臨んでおり、準備が不足していた。 A 市関係機関間の連携☞ 提言4

なお、課題2で述べたとおり、一時保護実施の際に、児童課が児童移送や一時保護の通知を行ったことが、このようにして以後の児童課等の対応を困難にしている点も、教訓とすべきである。

課題5-2 教育委員会やa小学校が念書やアンケートについて父の要求に応じたのは不適切

念書には、「児童への対応等が必要となった場合、保護者及び教育委員会への情報開示を即座に実施」 等が盛り込まれており、将来に禍根を残しかねないものであった。本来、念書の要求は拒むべきであった し、仮に念書を渡すとしても、内容については慎重かつ十分な吟味、検討が必要であった。

また、父がアンケートを渡すよう求め、そのまま応じることが子どもの安全を脅かす危惧があることは 理解できたはずであり、子どもの立場に立って、少なくとも直ちには渡さず、検討する等の回答をして、 父に渡すことは拒むべきだった。

このような事案に対し、誰がどう対応するかという組織的判断を下す体制がなく、安易に話し合いに 臨んでしまった。また、検証委員会によるヒアリングでは、a 小学校や教育委員会の個人情報保護条例等 に関する知識が乏しかった。

教育委員会、a 小学校の対応、A 市関係機関間の連携 提言 4

〇 一時保護解除後の経過

平成29年度3学期に入ってからの児相の対応経過等

(平成30年)

1月17日 一時保護解除後、児相が初めての父方祖父母宅への家庭訪問。

本児からb小学校への転校を伝えられる。父方祖父は「(児相への来所面接について)なぜ行く必要があるのか」、「児相の訪問間隔を空けてほしい」、「いつまでもこのような状態は続けられない」などと話し、一時保護を解除した時点での約束に反した要求が出される。面談途中で、祖父は本児に「お父さんは怖くないでしょ」と尋ね、本児「うん」と言う。

1月18日 本児がa小学校に登校しないまま、b小学校へ転校。

2月26日 児相が父方祖父母宅訪問。

本児との単独での面接を提案したが拒否され、その場にいた本児が泣き出し、別室に移動。 祖父から「今日は何しに来たのか」、「そもそも今回の件は腑に落ちないところがある」 「保護解除後2か月経つが、見通しも立たないのか」等、今後の児相の関わりを拒否する 趣旨を主張、電話で父を呼び、すぐに父が現れる。父は「今回のことでは怒りがある」と

述べ、「現在の状況の法的根拠は何か」と問い、児相から明確な回答がないことを踏まえ、「法的根拠がないなら、このままの状態を続ける気はない。今日、本児を自宅に連れて帰る」と述べる。児相は「それでよいとは言えない」と返答する。父は、「お父さんに叩かれたのはうそです。児相の人には会いたくない、家に帰りたい」などと本児が書いたという"手紙"を見せる。

2月27日 父が学校に電話。「今日から登下校の送迎をする。第三者に本児を会わせないでほしい」

2月28日 家庭訪問を踏まえての援助方針会議

一時保護を検討したが、虐待の再発が認められないとして一時保護は行わず、b小学校での本児面接等により状況を確認していくこととした。

3月19日 児相がb小学校を訪問し本児と面接。

本児の生活状況や気持ちを確認。3月上旬に自宅に戻ったこと、"手紙"については、父に指示されて書いたことを聞き取る。自宅での生活について、「大丈夫」「家族4人で暮らしたい」「何かあったら教頭先生に言える」と話す。同日、児相は、本児と面接したことを父に電話連絡。父は抗議(同日、父は県本庁へも電話で抗議、児童課にも電話している)。以後、児相は本児と面接していない(この日が最後の面接)。

同日、父母がb小学校訪問 今後、児相へ本児を会わせないよう依頼。

以後、3学期終了まで本児欠席(修了式の日、父母が本児を伴い学校訪問)。

4月から児相は児童福祉司が交代した。前任者は交代を伝える手紙を保護者あてに出した。

課題5-3 児相の法的根拠を熟知した対応が不十分かつ不適切

児相としては、援助方針の法的根拠 (P32 の脚注「*2「児童福祉司指導」と「継続指導」の違いについて」を参照)を適切に説明すべきであった。少なくとも児童福祉法、児童相談所運営指針 (以下「運営指針」という。) が根拠であることを明確に伝え、一時保護を解除した時点での条件を再度確認した上で、家庭への引き取りは認められないと述べるべきであった (ただし、継続指導である以上、父が連れ帰ることを拒否できる根拠はなく、合意を前提とした継続指導の問題点が現れている)。

虐待事案への対応の基本の理解、児相アセスメント☞ 提言 1 虐待事案への対応力向上のための適切なマネジメント等☞ 提言 2

課題5-4 児相の危機管理が不十分

父の発言と行動は事実上黙認されていたが、2月28日の援助方針会議では、本児の安全が危惧される 新たな事態に対する方針を定め、あらためて児相としての考えを父に伝えるべきであったが、危機管理 機能が発揮されていなかった。

> 虐待事案への対応の基本の理解、法的根拠の熟知、状況を踏まえた適切な方針☞ 提言 1 虐待事案への対応力向上のための適切なマネジメント等☞ 提言 2 児相の業務執行体制(人員・組織体制)☞ 提言 3 (2)

課題5-5 家庭訪問や本児面接後の児相としての支援方針が不十分

2 月の家庭訪問時、父が見せた本児の"手紙"について、児相はその時点で父が書かせた可能性を 疑い、3 月には本児から直接その事実を確認したが、こうした手紙を書かせること自体、本児に対して著 しく支配的であり心理的虐待と捉えるべきであり、本児の安全についての強い危惧が疑われることから、 一時保護を実施する等の安全確保の具体策を検討すべきであった。

> 虐待事案への対応の基本の理解、児相アセスメント☞ 提言 1 虐待事案への対応力向上のための適切なマネジメント等☞ 提言 2

課題5-6 継続指導による本児や家族との関わりが全くなされていない。

本事例は児相が主担当で、(児相による)継続指導が決定されているが、課題4-4、5-5とも関係して、子どもの安全を確保すべき児相の組織的な取り組み方針がないことから、担当児童福祉司交代に際して前任者が保護者に出した手紙には、本児が毎日登校し、元気でいることが一定期間確認できれば、児相として関わりを終了したい旨が記載されており、児相が事実上関与を終えるともとられかねない内容であった。

事実、安全が危惧される状況であるにも関わらず、以後、児相による家庭訪問や本児との面接などは 全くなされておらず、継続指導としての対応も不十分だったと言わざるを得ない。

虐待事案への対応の基本の理解、丁寧な情報共有、関係機関との連携☞ 提言1、2、3(2)

○ 平成30年5月の要対協個別ケース検討会議について

新学期以降の経過

(平成30年)

4月18日 b小学校から児童課に対して「校長も替わり早急にケース会議を開催してほしい」と要望。

5月 8日 A市要対協個別ケース検討会議 出席者は、児相、b小学校、児童課。

情報共有した内容は概ね以下のとおり。

母は父にかなり支配されている/本児の登校状況はよい/父は児相の学校訪問を警戒している様子/4月の参観日には父母で来校していた等。

今後の方針を以下のとおりとした。

- ・父が本児を学校に迎えに来たときは引き渡すこととする。ただし、父が迎えに来た時の本児の表情や様子を学校に注意深く確認してもらい、気になる点があったらA市へ連絡し、児相や教育委員会と連携をして対応する。
- ・A市は、母の通院先と連携し、母の状態を定期的に確認する。
- ・状況に応じて、教育委員会は弁護士相談を行う。

6月 5日 b 小学校でいじめアンケートを実施。本児の回答にいじめあり等の記載はなかった。

6月7日 b 小学校でいじめアンケートに対する面談を実施。本児に特に変わった様子はなかった。

課題5-7 要対協個別ケース検討会議のあり方が不十分

これまでの経過を踏まえ、要対協個別ケース検討会議には、母子への支援を行う母子課や、DV 担当課等の参加を呼びかけるべきだった。児童課は、要対協調整機関として、家族全体を視野に入れ、ネットワークで支援するという意識が欠如していたことが背景にあると思われる。児相も同様と考えられる。

要対協の主体的な取り組み 提言 4

また、見守りがb小学校のみとなっていることを踏まえ、地域の民生委員・児童委員への情報提供と協力依頼などを行うべきであった。

地域における A 市等関係機関、民生委員・児童委員との連携 提言 4

○ 2 学期以降について(事実経過)

(平成30年)

9月3日 父が b 小学校に電話

「母子が母方実家にいて、今週いっぱい休む」

9月3日 別件で児相が b 小学校訪問、上記を聴取。

b小学校「母方実家に戻っているという点は不自然に感じる」

9月10日 本児登校(発育測定では問題なく、本児は「母方実家にいた」と話す) (なお、公判で、本児らが母方実家に戻った事実はないことが判明している)

11月 7日 b小学校から児相に連絡

「本児は夏休み明けから父方祖父母宅で生活している」

(平成31年)

1月21日 児相からb小学校へその後の様子を問い合わせ

b小学校は、父から「冬休み明け、母方実家にいるため欠席」との連絡を受け、再度の 連絡で2月4日まで母方実家にいる旨の連絡があったと説明。

1月24日 本児死亡。

課題5-8 状況の変化に対する感度が働かず、適宜適切な対応が不十分

b小学校が、(父と母方実家との関係は悪いと聞いているので)母子が母方実家にいるという父の話は不自然と感じたことは、父と母方実家との経過、関係性を踏まえればもっともな疑問である。児相は、児童課とも連携しながら、母方実家のある X 県 Y 市への事実確認や、母子課の情報を得る、民生委員・児童委員に家庭の様子を確認してもらうなどの取り組みをすべきであった。

なお、こうした取り組みをしないまま、本児が登校したことを以て調査をしなかったため、3 学期の 欠席について、b 小学校を含む関係機関が危機感を持つことができなかったものと思われる。本来であれ ば、3 学期の欠席にすぐに反応し、児相、児童課、b 小学校が連携し、家庭訪問等すべきであった。

児相アセスメント、A市関係機関等との連携☞ 提言1、2、4

○ 毎月開催されている A 市要対協 実務者会議について

- ・A市要対協実務者会議は毎月開催されており、参加者は、児童課、教育委員会、母子課等のA市関係機関に加え、児相、警察署などである(警察が毎月参加したのは平成30年度から)。
- ・また、小学校では、毎月要保護児童提供カードを作成、提供している。
- ・実務者会議では、毎回本児と妹の資料が提出され、本事例について、上記機関での情報共有がなされていた。

課題5-9 実務者会議の有効活用が不十分

要対協実務者会議において、本児に対する対応について十分な意見交換はなされず、資料によって単に情報共有がなされただけであったと思われる。

実務者会議で情報共有されても、事案に対する基本的な見立て(アセスメント)が不十分であれば、 得られた情報の意味を的確に把握することができないことを、本事例は示している。

実務者会議では、個々の事案の基本的な特徴、事案の見方について共通認識を持った上で情報共有し、 進行管理を行うべきであった。

適切なアセスメントと要対協の活用☞ 提言1、2、4

6 経過を通して共通する主な課題

〇 児相の体制と対応する職員の状況

当該児相の管轄人口は約140万人と、全国の児相の中でも大規模となっている。

また、A市の人口が約15万人にも関わらず、A市担当児童福祉司2名体制で対応していた。平成29年度当時の児童福祉法施行令では、人口4万人に1人の児童福祉司が標準とされており、国の標準を大きく上回る業務量となっていた。児童福祉司は、近年の児童虐待相談対応件数の急増により、重篤事例を含めて1人で大量のケースを抱えていた。

スーパーバイザーについてみても、平成30年度の当該児相の児童福祉司数は43人、「児童福祉司スーパーバイザー研修」を受講済みのスーパーバイザーは4人となっており1人当たりの担当福祉司数は9.8 人と業務負担が過重な状況となっていた。

一方、A市は担当職員4名体制で対応している。A市要対協として管理する児童数は、担当職員数に 見合うものとは言えず、丁寧な支援をするための人員が不足していた。

職員研修についても、受講申し込みはするものの、職員が日々抱えるケースが多過ぎて、眼前の業務が優先となり、研修当日になって不参加となる例も見られた。

A市児童課 相談件数 (年度末時点)

	平成 2	8年度	平成 2	9 年度	平成 30 年度		
A 市 要対協	児童家庭 相談件数	うち児童 虐待相談 対応件数	児童家庭 相談件数	うち児童 虐待相談 対応件数	児童家庭 相談件数	うち児童 虐待相談 対応件数	
	860	245	708	184	705	249	

平成29、30年度 A市要対協 管理件数

(平成30年12月までは実務者会議開催時点、平成31年1月以降は月末時点)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	138	144	141	149	140	146	151	144	142	131	132	152
平成30年度	139	144	151	154	159	166	172	166	189	166	203	234

課題6-1 児相の管轄区域の見直しと増設

現在の児童相談体制は、増大する児童虐待等に丁寧に対応するには不十分であり、管轄区域の見直しと管轄人口に見合った児相の増設が緊急の課題と言える。

児相の業務執行体制(人員・組織体制) ☞ 提言3(3)

課題6-2 児童福祉司をはじめとする相談対応職員が圧倒的に不足

児童福祉司等を含む相談担当職員が、個々の事案に対して必要な対応ができないほどのオーバーワーク となっており、児相の人員体制が不足している点は大きな課題である。

A市においても相談にかかる人員が不足していたため、個々の事案に丁寧に対応するための改善が求められていた。

児相の業務執行体制(人員体制) ☞ 提言3(1)(2)

課題6-3 全体を通じてアセスメントが不十分(リスクアセスメントシートの活用方法も含む)

本事例では、X 県 Y 市から転入してきた段階で、すでに転入経過の不自然さやDVが疑われる情報が得られていたが、家族の関係性やDVに着目した支援がほとんど意識されていなかった。

その背景として、

- ① 本家族の歴史・関係性・個々の構成員の特徴等に着目し、検討する姿勢が不十分であった。
- ② DVに対する理解が、児相、A市関係機関ともに不十分であった。
- ③ 以後の支援の際、DVが疑われる家族関係に十分な注意が向けられていなかった。
- ④ 基本ツールであるジェノグラムなどの有効活用がされていなかった。
- ⑤ 上記②とも関係して、DV家庭の事案が複数見られる過去の県の検証報告が浸透していなかった。 などを挙げることができる。

支援の過程で、アセスメントシートが用いられていたが、面接や訪問等で得た内容をシートでチェックする際、適切な判断がなされていない例も見られた。例えば、一時保護解除を決めた際のリスクアセスメントシートでは、「保護者は引き取りを希望し、問題解決に取り組む準備をしている」「児童虐待に対する認知に改善が見られる」などの項目が「はい」となっているが、父が一貫して虐待を否定していた点とは矛盾する。また、一時保護解除後、保護者の態度が一変してしまったことを踏まえると、上記判断は皮相的なものであったと考えられる。

- こうした背景には、
- ① 既に決めた方向性に沿うよう判断が甘くなった。
- ② シートに記入することで、アセスメントが終わってしまった。

などの可能性が考えられる。

なお、アセスメントは、本来は調査、診断結果等を踏まえて、個々の家族や子どもの特徴を見立てる ものであり、アセスメントシートはそれらを確認し、あるいは漏れがないかをチェックするために必要と される。その点に留意したシートの積極的活用が求められていることを付記しておきたい。

> 虐待事案への対応の基本の理解、児相アセスメント☞ 提言 1 虐待事案への対応力向上のための適切なマネジメント等☞ 提言 2

課題6-4 虐待事案への対応の基本が不徹底

児相において、通告を受理した段階から一時保護の決定、調査、判定、援助、一時保護解除及びその後の支援に至るまで、原則的な対応が不十分、不適切であった。

その背景には課題6-1、課題6-2があることは、すでに指摘したとおりであるが、さらに以下の点が考えられる。

- ① 担当者の知識不足。
- ② スーパーバイズ機能が適切に働いていない(スーパーバイザー自身の経験が不足していた)。
- ③ 組織的な対応が不十分(判定会議の未開催、援助方針会議の形骸化等)。
- ④ 児相所内における情報共有の不足と所長をはじめとした管理職の危機管理意識の欠如。
- (5) 関係機関への働きかけが弱く、関係機関の意見を聴く姿勢に欠けていた。

なお、児相職員の基本研修等の受講について、意欲はあっても多忙の中で業務を優先せざるを得ず、 結果として研修をキャンセルする事態も見受けられた。組織として研修を保障していくことも重要な課題 と言える。

児童課においても、一時保護決定を児童課から父に伝えたことに象徴されるように、市としての判断を 行わないまま不適切な対応が行われていた。その背景として、

- ① 担当者の知識不足
- ② 自ら判断すべき点がなされていない主体性の欠如
- ③ 児童課におけるスーパーバイズ体制の欠如 などが考えられる。

A市の対応、虐待事案への対応力向上のための適切なマネジメント等☞ 提言1、2、4

課題6-5 要対協が十分に機能していない。

本事例では、要対協個別ケース検討会議が1度しか開催されず、会議の参加者も、必要と思われる機関 全てに呼びかけられていなかった。会議内容も、本児の安全確保の意思統一が出来ていたとは言えず、 次回会議の開催も予定されないまま終了している。

また、要対協実務者会議は毎月開催されていたが、関係機関が情報共有していても、リスク判断と今後の方向性の確認作業が不十分で、具体的な支援に結びつく内容になっていなかった。

その背景として、

- ① 児童課が、調整機関としての役割を果たす姿勢が弱く、単なる情報の伝達役にとどまっており、特に 一時保護後は、児相に任せるだけで主体的に関わる姿勢が弱かった。
- ② 要対協実務者会議では、毎回の会議で扱う事案数が多く、一つ一つの事例について、必要な検討ができる状況になかった。

などが挙げられる。結果として、本事例では、本来の要対協が持つ地域におけるネットワーク機能が 生かされなかった。

要対協の運営☞ 提言 4

課題6-6 会議、カンファレンス、面接等における記録の一部不備

担当者は、膨大なケースを持つ中でも概ね丁寧な記録を残していた。ただし、児相としての協議内容を示す援助方針会議の記録など一部記録がないことは、公的機関として不備があったと言わざるを得ない。

記録の一部不備☞ 提言3(2)4)

課題6-7 過去の答申事例が生かされなかった。

ここまで述べてきたことについては、県における過去の検証報告で指摘したこととの共通点も多々あるが、それらが児相や関係機関に周知されておらず、教訓が十分に生かされていないと考えられる。過去の答申が生かされていない点は課題であると言わざるを得ない。

過去の検証報告の周知 提言2(3)

〇 地域(近隣)の状況について

報道によると、自宅付近の住民は、1年以上前から男性の暴言や、泣きじゃくる女児の声を聞いており、死亡の少し前からはほぼ毎日怒鳴り声が聞こえたと証言している。

課題6-8 地域の見守りとしての民生委員・児童委員の協力を考慮すべきだった。

児相や A 市関係機関は、特に新学期以降は直接介入しにくいと感じていたのだから、地域で活動する 民生・児童委員の協力を得ながら、密に本家族の見守り等を行うべきであった。

児相と関係機関との連携、地域における A 市等関係機関等、民生委員・児童委員との連携 環 提言 4 (4)

〇 児相一時保護所の状況

当該児相の一時保護所入所児童が依然として増加傾向にあり、常に25名の定員を超えている状況にあった。

過去3年間における一時保護所の入所児童数(各月1日時点)

当該児相	定員	平成 2	8年度	平成 2	9 年度	平成 30 年度		
		4月	10月	4月	10 月	4月	10月	
	25	31	30	32	27	31	28	

課題6-9 一時保護所の定員超過の解消

上記のとおり、一時保護児童の受け入れ体制が不十分であることも大きな課題である。

児相の業務執行体制(組織体制) 塚 提言3(4)

第3章 提 言(改善策)

本事例を深い教訓とし、検証から整理した各課題の解決に向け、以下について提言する。本提言を踏まえ、県として、関係各機関とも連携しつつ、早急に対策を実施されたい。

- 1. 児相や関係機関において、全職員に対して児童虐待事案への対応における基本を再度周知・ 徹底すること。特に、以下の点に留意すること。
- (1) 子どもの権利擁護、子どもの最善の利益を最優先にした取り組みを貫くこと。
- ① 児童虐待に関わる機関は、支援の在り方が子どもの命を左右し得ることを常に自覚し、児童福祉の理念として子どもが権利の主体者であることなどが盛り込まれた平成28年改正児童福祉法(以下、平成28年改正法)や、体罰禁止が明記された令和元年改正児童虐待防止法等(以下、令和元年改正法)なども踏まえて支援に当たること。
- ② 子どもが意見を述べる機会を保障し、子どもの意見、意向を尊重するよう努めること。なお、子どもが意見を述べる際には、子どもの心身の状況や置かれている環境に配慮すること。

(2) 初期アセスメントについて

- ① 初期アセスメントに際しては、できる限り正確なジェノグラムを作成するとともに、必要に応じて家族の歴史などを年表に落とし込むなど事案の理解を深め、注意深くアセスメントするよう努めること。
- ② 転居事案の場合は、令和元年改正法により、前居住地の児相から情報を提供された転入先の児相は、 要対協と速やかに情報交換できる措置を講じることとされていることを踏まえ、前住所地に対しても 遅滞なく情報を収集し、児相及び要対協において情報共有を行うこと。

また、市町村で支援していた事例が転居した場合も、継続指導依頼等によって速やかな情報交換、情報共有を行い、転居による環境変化などもふまえて改めてアセスメントし、支援の継続を図ること。

③ 児童虐待とDVは関連が深いことに鑑み、DV担当部署とも密接に連携しつつ、DV関係についても 留意してアセスメントすること。

(3) 一時保護の実施について

- ① 一時保護は、児相だけが行うことができる点を踏まえ、一時保護の決定、決定後の保護者や本人への 告知等については、他機関に委ねず児相が行うこと。児童の移送も原則として児相が行うこと。
- ② 一時保護決定の説明に当たっては、あくまでも児相として判断し、決定した旨を伝え、通告元や当該 児童が保護者から責められることのないよう十分に留意すること。

なお、一時保護の目的については、平成28年改正法において明確化されているとおり、迅速に児童の安全を確保し適切な保護を図るため、若しくは児童の心身の状況、置かれている環境等を把握するためという点を踏まえた説明を行うこと。

(4)援助方針の決定について

① 運営指針によれば、受理会議の後、社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等を踏まえて判定会議において見立てを行い、その結果を基に援助方針会議で援助方針を定めることとされている。こうした手順を遵守すること。加えて児童福祉司、児童心理司などの担当者間・他職種で随時協議を行い、医学診断や心理診断、行動診断等を生かして、当該事例を適切に見立てるよう努めること。

なお、援助方針会議の決定は、受理した全事案について行うこととされているため、会議の運営については柔軟に実施する必要があるが、一時保護の実施や、継続的な関わりが必要な事案は、特に丁寧な会議運営を心掛けること。

- ② 援助の種類は運営指針に示されており、事例に即した適切な援助方針を確立すること。 在宅指導には、措置によらない指導(継続指導等)や措置による指導(児童福祉司指導等)の両方が あるが、それぞれの性格を熟知した上で選択すること。特に、児童福祉司指導(児童福祉法第27条第 1項第2号措置)については、事案の特徴も踏まえ積極的に活用すること。
- ③ 児相の援助方針の決定に際しては、要対協なども活用して関係各機関の意見も適宜適切に聴取し、 決定後には、その理由や援助の具体的内容などを関係機関に説明し、協力して支援に当たること。 また、要対協調整機関をはじめとして、関係各機関も積極的に意見を述べ、児相と協力して支援に 当たるよう努めること。一時保護等の措置が取られた事案についても同様である。

④ アセスメントは、実際に得られた情報や各種診断を踏まえて行うことを基本とし、アセスメント シートはその際の確認等として積極的に活用すること。

なお、シートへの記載は、偏りを避けるためにも、なるべく複数の職員で協議し、また、市町村と 児相が同じものを使用するなど工夫すること。

⑤ 第4次報告の事例や本事例が、いずれも一時保護後に祖父母宅への引き取り(祖父母宅での生活)と した後で死亡したことも踏まえ、父母と実家(祖父母)との関係性には特に注意してアセスメントし、 祖父母に養育を依頼することについては、慎重に判断すること。

(5) 状況変化に柔軟に即応できるリーダーシップ、チームワークの醸成について

日々のケースワークに当たっては、各自の役割と責任に対する自覚を基に、担当福祉司等が経過による状況変化に感度を働かせ、スーパーバイザーへ適宜報告、連絡、相談も含め適宜適切な対応を進めていくことが重要であり、スーパーバイザーにおいても受け持つ各担当福祉司をよく掌握し、リーダーシップ、チームワーク等を発揮しながら、適宜適切な対応を図ること。なお、困難事案等に対しては、最終的責任者である所長がその役割を発揮し、直接助言に関わることが望まれる。

(6) 児童の安全確認について

- ① 学校等に所属している要保護児童等についての安全確認は、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が決定した「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」(平成31年2月28日)を踏まえた「新たなルール*3のポイント」により取り組みを推進すること。
- ② 夏休み、冬休み等の長期休暇中は、児童の状況を把握しにくくなることから、市町村や児相は学校等とも協力しつつ定期的に家庭訪問するなど、児童の安全確認に努めること。

また、長期休暇明けの登校日の出欠にも留意し、当該児童が欠席した際には、上記①のルールに 関わらず、速やかに家庭訪問等を行い、安全を確認すること。

^{*3「}要保護児童等について、学校・保育所等は欠席理由について保護者から説明を受けている場合であっても、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合(不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。)には、市町村又は児相に情報提供する。学校・保育所等から情報提供を受けた市町村又は児相は、更に詳しく事情を聴き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の見直し、援助方針の見直し等を行うとともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有する」

2. 児相や関係各機関職員の虐待事案への対応力を高めるため、職員の研修機会を保障し、研修の充実・強化を図ること。

(1) 法定研修について、該当する職員が確実に受講すること。

平成28年改正法では、児童福祉司の任用前、任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修、要対協調整機関担当職員研修が義務化されている。また、令和元年改正法では、スーパーバイザーは、児童福祉司として概ね5年以上勤務した者であって、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了しなければならないとされている。これらに該当する職員は、業務に必要な基本知識を習得し、基本原則を踏まえた対応ができるよう確実に受講すること。

- (2) スーパーバイザーが適切に機能するため、法定研修以外にも種々の研修機会を保障し、スーパーバイザーの力量を高めるよう努めること。組織全体としてのレベルアップを図るため、新任職員研修だけでなく、中堅職員、ベテラン職員など各層の職員が、それぞれの役割を適切に果たすため必要な研修に積極的に参加すること。
- (3) 研修に際しては、本答申を含めて県が公表した過去の検証報告書(答申)から学び、日々の業務に生かすよう努めること。県は、こうした答申(検証報告書)を周知するよう努め、継続的に研修を実施するなどの取り組みを強化すること。

また、子どもの命と安全を最優先にするという原点や基本に立ち返り、子どもの最善の利益の実現という理念等を確認していくことなどにも努められたい。

(4) 上記で述べた他に、本事例を通じて特に重要とされる研修テーマとして、「子どもの権利擁護」「家族の歴史を含む家族アセスメント」「家族を理解するためのツールであるジェノグラムの習熟」「DVに対する理解」「性的虐待についての理解」「虐待が疑われる児童に関する情報の管理」「対人援助技術の向上」「保護者への対応力の向上」等々が考えられるので、個々の職員が自ら学ぶだけでなく、県として、市町村への支援も含めて、これらにかかる研修を積極的に企画し、力量のアップを図ること。

- (5) 研修方法については、日々現場で起きてくる特徴的な懸案、疑問点等を出し合い、多職種間でケースカンファレンスを随時行うこと、ロールプレイを取り入れた手法などが重要である。更に、人と関わる日々の業務に役立つ実効性ある研修内容を、外部講師も交えて行うなど、創意工夫が必要である。なお、実践力を高めるための基本はOJT (On-the-Job Training) であり、職場を離れての研修とOJTが相乗効果を挙げるような研修体系を確立するよう求めたい。
- (6) 抱えるケースが多過ぎて職員の日々の業務を優先し、研修への参加が後回しとなることのないよう、 県として、研修を受講しやすい体制や環境の整備等に取り組み、職員の研修の受講機会を保障すること。 児相の体制と対応する職員の状況を踏まえ、研修の根本的見直しや研修機会の保障等の企画・立案 等について協議、企画する部署を新設することを求めたい。

3. 児相の業務執行体制の強化(人員・組織体制)を図ること。

(1) 児相の人員体制について

児童福祉司をはじめとする職員が過重な負担を強いられ、丁寧な対応が困難な現状があることを踏ま え、児相の人員体制を抜本的に強化すること。

なお、国は、平成 30 年 12 月「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」を定めて、 児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー、児童心理司、保健師等の増員や、弁護士の配置等も求めて いる。また、令和元年改正法においても児相の体制強化策が盛り込まれている。

県は、国の新プランや令和元年改正法を踏まえ、上記職種に限らず、早急に県としての人員体制強化の具体策を示して実現を図ること。

(2) 児相業務の執行体制について

- ① 本事例において、児童福祉司に対するスーパーバイズ機能が十分働かず、組織内での情報共有等が不十分であったことを踏まえ、早急にスーパーバイズ体制を強化すること。スーパーバイザーが担当する児童福祉司は概ね5人以下とすること。
- ② 令和元年改正法を踏まえ、児童福祉司スーパーバイザーには、児童福祉司経験が概ね 5 年以上の職員を配置すること。また、スーパーバイザーに適合する職員を安定的に配属できるよう、中長期的な人材育成策を立案、実行すること。
- ③ 運営指針に沿った支援プロセスが確実に実行されるよう、児相における会議運営方法について検討し、改善を図ること。なお、援助方針会議における援助方針の提案は、担当する児童福祉司が自ら行うようにし、会議で方針を確認し、所長が決定すること。
- ④ 援助方針会議など記録の不備のないよう記録者を定めるなど確実に記録を残すこと。
- ⑤ 業務過多となっている状態を少しでも解消し、関係機関等との迅速な連携を図るために、プライバシーに配慮しつつ I C T などを活用した事務の効率化について検討すること。

(3) 児相の管轄区域の見直しと児相増設について

当該児相の管轄人口が約 140 万人という大規模児相であったことも影響して、児相の所内における情報共有も不十分であったことも踏まえ、児相の管轄区域の見直しについて、早急に着手するよう求めたい。

なお、児相増設については、中・長期的な視点で将来を見据え、中核市における児相設置の動向、 管内区域の人口や地理的条件、相談対応件数なども考慮し、検討することが望ましい。

(4) 一時保護所の定員の見直し及び体制強化について

現在の県全体の一時保護所の定員は115名だが(千葉市児相を除く)、定員オーバーすることも珍しくない状況にある。

国が示している「一時保護ガイドライン」等も念頭に置きつつ、一時保護所の入所定員増及び体制 強化を図るよう求めたい。

また、一時保護所での受け入れ児童の拡大のみならず、入所児童だけでなく委託一時保護の受け皿となる里親や児童養護施設等の受入れ体制の強化等、一人一人の子どもの状況に対応した安全確保、個別ケア等が行える環境整備の更なる強化・充実を図るよう求めたい。

4. 市町村要対協の強化、関係機関との連携を強化すること。

(1) 要対協調整機関の体制強化、専門性の確保

平成 28 年改正法を踏まえ、各市町村に設置されている要対協調整機関には社会福祉士をはじめとする専門職を必ず配置し、担当職員は法定研修を受講し、調整機関としての専門性、主体性を発揮するよう努めること。児相と意見が異なる場合は、主体性を発揮して、積極的に見解を表明しつつ連携を深めていくこと。*⁴県としてこれらの取り組みが円滑に進むよう、市町村の状況に応じた支援を強化すること。

(2) 個別ケース検討会議の積極的活用

過去の事案、過去の検証報告からも学び、要対協個別ケース検討会議を積極的に開催してネット ワークでの支援を重視すること。*5会議には支援に関わる幅広い機関の参加を求めるよう配慮し、 それぞれの機関の役割を確認すること。会議では次回開催日を確認するよう努めること。

なお、関係機関からの個別ケース検討会議の開催要請には、特に留意して積極的に応じるよう努めること。

(3) 実務者会議の在り方を工夫すること

虐待通告の増加等により、市町村が担当する要対協の事案も増加しており、実務者会議で扱う事案も膨大になっていることを踏まえ、体制の整備も含めて会議の在り方について、更なる工夫を検討すること。なお、実務者会議を有効に活用する上では、事案に対する基本的な理解(アセスメント)の有無が影響することから、調整機関を始めとして、参加各機関は職員の力量を高めるよう努めると同時に、必要に応じてスーパーバイザーを確保するなどの取り組みを検討すること。

*4第3次答申(平成25年)において、児童虐待防止法第8条第1項第2号の規定に対する県や市の認識不足があることを指摘した。本条は、出頭要求や立入調査、一時保護の実施が適当であると判断した場合に、市町村がその旨を都道府県知事又は児相長に通知するというもので、児相と意見が異なる場合に、市町村が取るべき法的対応と言え、本条を活用するには、市町村の主体性が必要となる。

だが、こうした通知は以後もほとんど活用されていないため、第4次答申(平成30年)においても、「市町村が児相の職権による介入が必要と判断している時には、児童虐待防止法第8条第1項第2号の規定による通知を行い、児相に対して受身的な姿勢でいるのではなく、主体的に関与する必要がある」旨を指摘した。

要対協調整機関に専門職配置が義務化されたことも踏まえ、市町村は、自ら関与している事例については、本条に限らず主体性を発揮して積極的に児相に意見を述べる(通知する)べきであることを自覚する必要がある。

^{*5}第3次答申において、「児相が主担当となるような事例においても、『要対協』の活用を積極的に図る必要がある」と指摘し、個別支援会議について、「次回会議をいつ設定するのかを確認するという基本的な事項が守られていない」などと指摘した。また、第4次答申でも「これまで以上に積極的に個別支援会議を開催する」ことを求めているが、こうした教訓が生かされていないと思われる。

(4) 児相と市町村等関係機関との連携強化、市町村等関係機関間の連携強化を推進すること

児相と市町村等関係機関との連携強化を図るための具体的な方策を検討すること。

特に、学校が保護者と話し合いの場を持つ際には、事前に児相と市町村等関係機関との協議を行うよう努めること。また、学校においては、アンケートなど児童にかかる個人情報については、市町村個人情報保護条例等に照らし、児相や市町村等関係機関へ相談、報告するなど慎重な取り扱いに十分留意すること。

さらに、児相や市町村の職員等が、高圧的な保護者等へ毅然とした対応が行うことができるよう、 警察や弁護士との一層の連携の強化を図ること。

また、市町村等関係機関間においても、市町村内の児童福祉部署、母子保健部署、DV担当部署、 教育委員会、保育所、幼稚園、学校及び児童家庭支援センター等が連携を疎かにせず、お互いが主体 的かつ密接な連携を取り合うこと。併せて、民生委員・児童委員等との地域連携、民生委員・児童 委員の地域での見守り活動なども積極的に活用すること。

(5) 関係機関における児童虐待専門部署(担当者)の設置

教育委員会や保育園、幼稚園、学校あるいは病院など児童虐待に最前線で関わる関係機関にも、虐待 対応の窓口となり、直接担当する部署(担当者)を設置することで、組織的対応を可能とするよう努め る必要がある。

(6) 県として各市町村の要対協の強化等に向けた取り組みを一層推進すること。

市町村の要対協をサポートするため、県として市町村等関係機関と連携し、要対協の実態調査を 行い、現在の課題等を抽出し、改善を図る取り組みについて検討すること。

また、(5)で指摘した事項を含め、県内各市町村等や関係機関の取り組み強化に向けて、積極的に 支援していくこと。

5. 県民に対する広報、啓発に努めること。

- (1) 「親になることの苦労と歓び」「思い通りにいかない子育て」「ひとりで抱え込まない工夫」等、 社会全体で子どもを育てる親を支え、子育ての仕方を伝えていく必要がある。保健部門や教育部門等 が連携して、中学・高校生年代から子育ての実習、擬似体験等の学習機会を設け、地域での子育てへ の参画を促進すること。
- (2) 児童虐待の未然防止、資質向上等に資するため、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校単位等で、しつけに際しての体罰の禁止など、保護者だけでなく、教職員等子どもに関わる関係者が直接児童虐待に関する基本的事項を学習する機会を持つこと等を検討すること。
- (3) 虐待通告は国民の義務であり、支援のきっかけとなるものであること、児童相談所 全国共通ダイヤル「189」(24時間虐待通報・相談受付)などを広く県民へ周知・啓発し、地域において虐待と思われる児童を発見した場合の通告を促進すること。

【参 考】過去の県検証事例においてDVがあった若しくは疑われた事例とDV問題に対する課題・提言

◇ 第2次答申(平成20年2月)

★J 市事例(平成 18 年 12 月発生)

泣き止まない本児(1歳男児)に腹を立てた実父から、腹部や頭部を殴られたことによる脳幹部損傷及び 硬膜下血腫の各傷害に基づく脳障害により死亡したもの。

*判決文によって、実父による実母に対するDVが明らかになった。

★K 市事例(平成19年1月発生)

実母の内夫から、車中で腹部を数回殴打されたことによる小腸穿孔(せんこう)の傷害を負い、吐物吸引によって2歳女児が窒息死した。

*パート勤務の実母(24歳)は、DVにより前夫と離婚。

6. 課題解決に向けての取り組みについて

母子保健関係機関(保健センター・保健所)における児童虐待予防システムの構築

DVと児童虐待との間に密接な関係が見られ、リスク要因であるとの認識に立ちアセスメントを 実施するとともに、DVの発生メカニズムを理解し、虐待防止に生かす必要がある。

◇ 第3次答申(平成25年1月)

- ★L 市事例(平成23年5月発生)
 - (4)援助機関の取り組み上の留意点

今回の事例では、ネグレクトの態様や深刻化していく経過、またその背景に潜むDVの具体的な関係などが、公判で父母の証言を傍聴するまで明らかにならなかった。

虐待死という事態を受けて本事例を振り返ると、父のDV(母に対する強い支配性)が本家族(夫婦)の大きな特徴として浮かび上がり、母からの健診や施設入所等の希望等もことごとく実らず、最悪の結果となったことがわかる。その意味でも、DVになお一層着目して家族関係を分析することが必要であった。

提言から

- (3) 市町村職員等の専門性向上
- ②重度ネグレクトやDVの理解促進

今後の虐待対応をより適切に行うためには、こうしたネグレクトやDVについての認識を深め、その危険性を的確に把握し、対応力を高める必要がある。そのため、本事例から謙虚に学び、研修内容についても、重度ネグレクトやDVについての理解が深まるよう工夫することが求められる。*なお、第3次報告では、DV理解を深めるために厚労省第7次報告も引用し注意喚起している。

◇ 第4次答申(平成30年5月)

★M 市事例(平成 26 年 11 月発生)

生後8か月の男児が死亡。死因は急性硬膜下血腫による呼吸不全。

*DVについて母から聞き取った発言(一部)「喧嘩した時に父は母を殴ったり蹴ったりする。喧嘩は週に1回位、児に手を出すことはない」「慣れなきゃしょうがない、喧嘩する時以外は仲が良い」

- 3章 課題解決に向けての提言
- (3) 虐待の予防に向けた取り組み強化
- ③DV理解の促進

DVの疑いがある場合は、単に暴力の有無だけに注目するのではなく、家族関係、特に支配・被支配の関係性に目を向けると同時に、虐待が隠蔽されやすいことにも留意する必要がある。

おわりに

本事例は、父から暴力を受けていた本児が、学校のアンケートに「先生、どうにかできませんか」と 記入し、学校が市に通告したことが発端となって本児への支援が始まった。児童本人がこうした訴え をすることは稀であり、勇気を持って訴えた本児は、何としても守られるべきだったし、救える命であっ た。

さて、A 市からの送致を受けて、児童相談所はその日のうちに本児を一時保護した。そのこと自体は適切な措置であったが、一時保護に至る過程を検証すると、児童相談所、A 市いずれの担当者にも基本ルールが徹底されておらず、適切な対応がなされていなかった。それが以後の支援にさまざまな齟齬を生じさせる要因の一つとなったことは、本文で指摘したとおりである。もちろん、一分の隙もない完璧な支援を行うのは至難の業だが、間違いに気づき、それを修正しながら取り組むことなら可能なはずだ。

だが、本事例の全経過を俯瞰すると、ミスがミスを呼び、アセスメントやリスク判断が不十分なまま一時保護が解除され、在宅での支援に際してもそれらが修正されず、漫然と推移した末に痛ましい結果を招いたと言わざるを得ない。

こうした経過を許した背景には、さまざまな課題が重層的に絡んでいた。

現在は、全国的にみても児童相談所、市町村とも急増する児童虐待通告への対応に追われて四苦八苦 しているが、本事例を担当した児童相談所も A 市もその例外ではなかった。すなわち、人員増を含む体制 強化が追いつかず、人材育成は後手に回り、個々の職員は基礎的な知識を得る間もなく日々の対応に追わ れ、原則的な対応すら守られない状況があった。

当該児童相談所は管轄人口の規模も大きく、所長をはじめ上司が本事例を含めて必要な事例に目配りすることに困難さがあり、人員は足らず、経験は不足がち、スーパーバイズも十分機能せず、所内での時宜にかなった検討も不十分で、得られた情報が生かされず、組織としての適切な判断がなされない状態が続いていた。

A 市においても、市としての主体性やネットワークの力を発揮することができなかった背景には、 要保護児童対策地域協議会に登録された事例数が、現状における市の対応力を超えており、適切に進行 管理しきれなかったことがうかがわれ、専門性も不足していた。

こうした課題を一挙に解決するのは簡単ではないかも知れないが、自ら救いを求めてきた本児の命が 失われたことの重みを、学校・教育機関を含めて児童虐待にかかる県内全ての関係機関、全ての職員が 真摯に受け止め、本答申も活用しながら、得られた教訓を今後に生かすよう望みたい。

また、本検証で示した提言について着実に実行し、体制の強化と援助の質を高めることを求めたい。

最後に、本児の冥福を祈り、検証報告書を閉じることとしたい。

千葉県児童虐待死亡事例等検証委員会

千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会社会的養護検討部会 児童虐待死亡事例等検証委員会 委員名簿

(敬称略)

分 野	氏 名	役 職 名	備考
:	うちだ のりこ 内田 徳子	千葉県弁護士会子どもの権利委員会委員	平成31年3月7日まで
法律	いしかわ ともあき 石川 知明	日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員	平成31年3月7日から
** *	おがわ ひろき 小川 泰求	ᅮᅓᇛᇝᄥᅲᅜᇀᄉᆒᄼᇀ	令和元年5月7日まで
教 育	^{ながしま たかひろ} 長島 貴浩	千葉県小学校長会副会長 	令和元年5月7日から
精神科医療	安藤 咲穂	千葉県こども病院精神科部長	
保健•精神	なかいた いく み 中板 育美	_r rr	
保健福祉		武蔵野大学教授	
臨床心理	なばえ れいこ 難波江 玲子	千葉県公認心理師協会監事	
地域福祉	***の としこ 大野 トシ子	千葉県民生委員・児童委員協議会会長	
学識経験者	がわさき ふみひこ 川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター センター長	委員長
	ぉ ぎ そ ひろし 小木曽 宏	東京経営短期大学教授	副委員長

検証経緯

第1回検証委員会【平成31年2月21日】

・検証目的の確認、検証報告及びスケジュールについて

第2回検証委員会【平成31年3月20日】

・虐待死亡事例の状況報告、検証事例について

母親の初公判傍聴【令和元年5月16日】

・ 母親の初公判傍聴

第3回検証委員会【令和元年5月24日】

・児相ヒアリング結果の検討等

A 市女児虐待死事案の検証に関する中間とりまとめ【令和元年 6 月 26 日】

・児童虐待死の再発を防止する厚生労働省・文部科学省合同プロジェクトチームによる中間とりまとめ の公表

母親の公判判決傍聴【令和元年6月26日】

・母親の公判判決傍聴

第4回検証委員会【令和元年6月28日】

・A市関係機関ヒアリング結果の検討等

第5回検証委員会【令和元年8月6日】

・課題の抽出、検討等

第6回検証委員会【令和元年8月30日】

・課題の抽出、検討等

第7回検証委員会【令和元年10月10日】

・課題の検討、整理等

第8回検証委員会【令和元年10月24日】

・課題の検討、整理、「報告書 (素案)」検討

第9回検証委員会【令和元年10月28日】

・提言(改善策)検討、「報告書(素案)」検討

第10回検証委員会【令和元年11月15日】

•「報告書(案)」検討

千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会社会的養護検討部会【令和元年11月22日】

・「報告書(答申案)」審議、議決

〈問い合わせ先〉

千葉県健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

TEL: 043-223-2357FAX: 043-224-4085